

宝塚市こども計画  
たからっ子「育み」プラン(案)

令和7年(2025年)〇月

宝塚市

はじめに

※計画内容が確定したタイミングで掲載予定

# 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけと期間 .....	2
(1)計画の位置づけ .....	2
(2)計画の期間 .....	2
第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く動向 .....	3
1. 宝塚市の概況 .....	3
第3章 計画の基本的な考え方 .....	8
1. めざすまちの姿 .....	8
2. 子ども施策を推進する上での共通の視点 .....	9
(1)こどもまんなか社会の実現 .....	9
(2)時代にふさわしい行財政経営の推進 .....	11
第4章 施策の展開 .....	12
施策体系 .....	12
施策1 すべての子どもと家庭への支援 .....	13
施策2 子育てと仕事の両立支援 .....	23
施策3 教育環境の整備 .....	27
施策4 安全・安心の環境づくり .....	33
施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上 .....	35
施策6 子ども・若者の社会参加の促進 .....	37
成果指標の設定 .....	41
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 .....	42
1. 教育・保育 .....	43
2. 地域子ども・子育て支援事業 .....	45
3. 教育・保育等の質の向上及び円滑な利用に係る取組体制 .....	59
第6章 計画推進に向けて .....	60
計画の進行管理 .....	60
資料 .....	61

※資料ページについては、計画の策定経過なども記載するため、計画内容が確定したタイミングで  
付属する予定。

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする第2次宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プランを策定し、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5カ年を後期計画期間と位置付け、様々な子ども施策を推進してきました。

令和5年（2023年）4月1日には、こども基本法が施行され、「日本国憲法、児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指して、社会全体として子ども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランを策定するものです。

<「こども大綱」と「市町村こども計画」>

こども基本法第9条第1項において、政府はこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下、「こども大綱」という。）を定めなければならないとされており、令和5年（2023年）12月22日に「こども大綱」が策定されました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねた形で策定されており、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが一元的に定められています。

また、こども基本法第10条第2項において、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めることとされました。

### 【補足】

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものです。

一方、平成19年（2007年）4月1日に施行した宝塚市子ども条例では、「子ども」とは「18歳未満の者をいう。」としています。

そのため、本計画書ではこども基本法やこども大綱から引用している部分等は「こども」の表記、それ以外は「子ども」「若者※」の表記を使用しています。

### ※若者

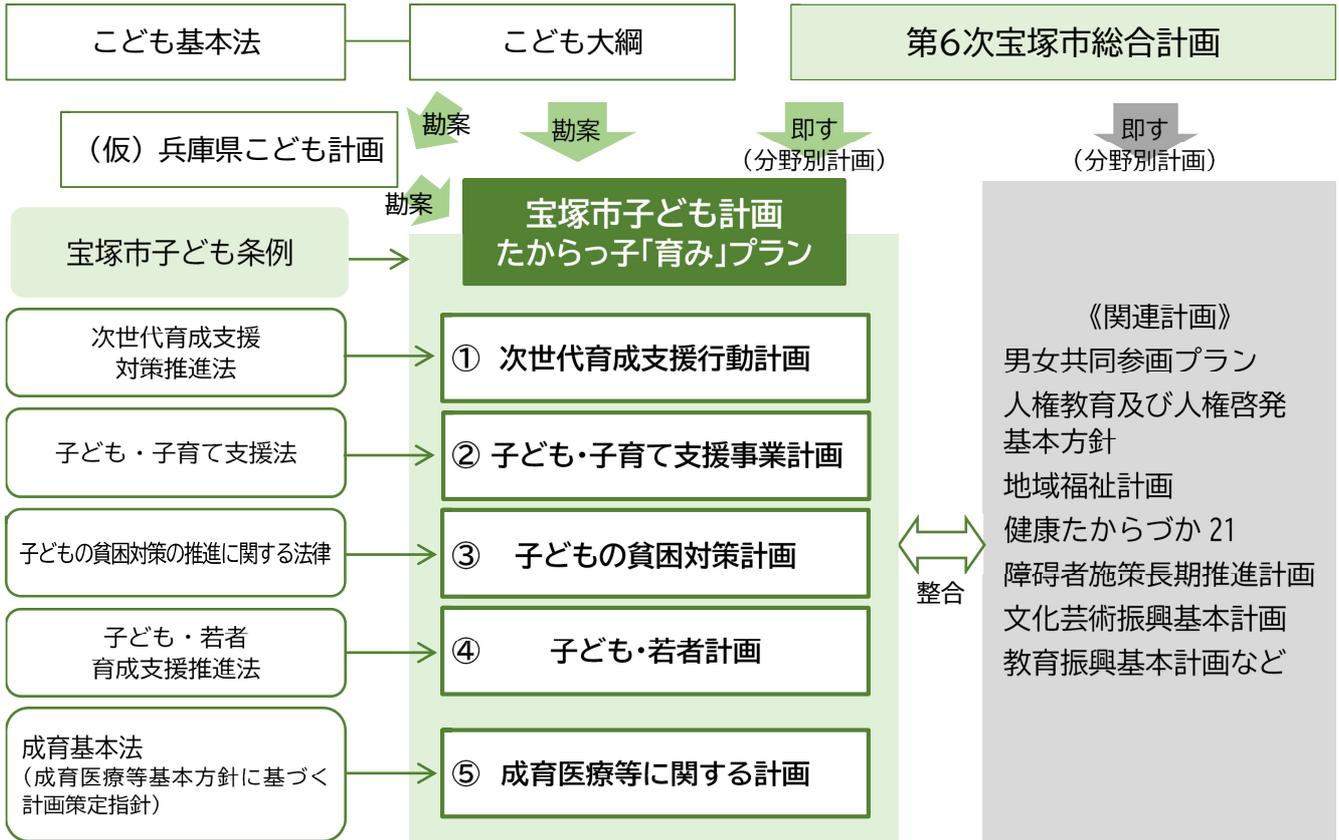
本計画書では、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の者を指す。施策によっては40歳未満の者も対象。

## 2. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」及び宝塚市子ども条例第 16 条第 1 項に基づく「行動計画」として、以下 5 つの各法等に基づく計画を包含しています。

策定にあたっては、こども基本法に基づく「こども大綱」や本市の最上位計画である「第 6 次宝塚市総合計画」のほか、(仮)兵庫県こども計画や本市の各分野の関連計画等との調整・整合を図りながら策定しています。



### (2) 計画の期間

令和 7 年度 (2025 年度) から令和 11 年度 (2029 年度) までの 5 年間を計画期間とします。なお、目まぐるしい子ども・若者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン				

# 第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く動向

## 1. 宝塚市の概況

### ① 人口

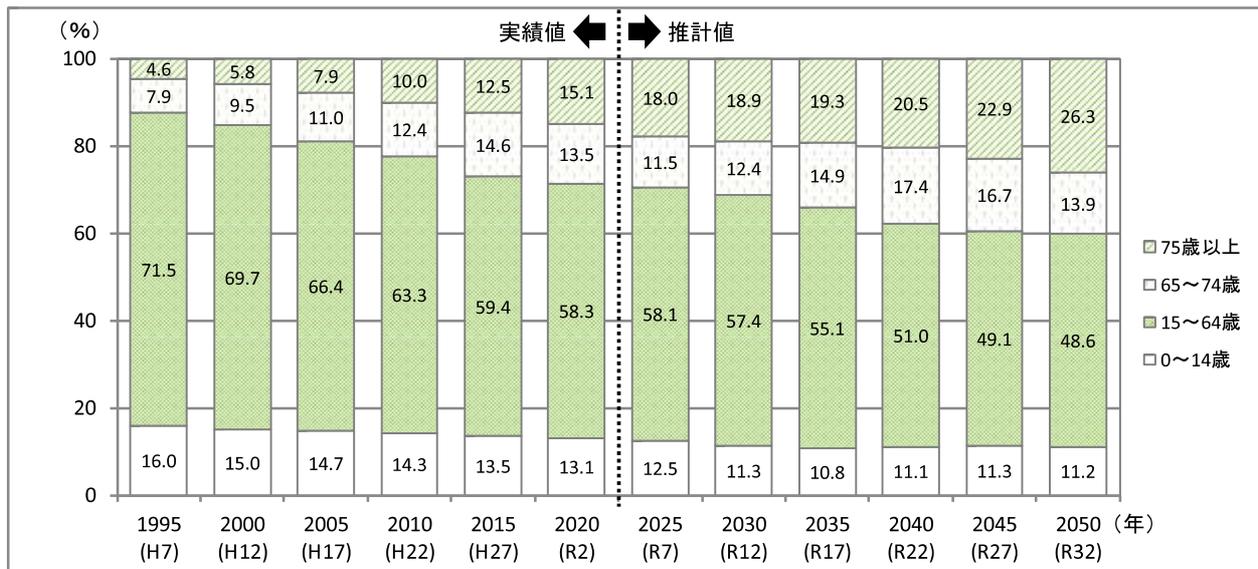
宝塚市の令和2年(2020年)の総人口は226,432人で、令和7年(2025年)以降は減少していく推計となっています。

年齢区分別人口構成比は、0～14歳と15～64歳の割合が減少傾向にあり、年少人口では0～4歳は平成17年(2005年)以降、5～9歳は平成22年(2010年)以降、減少が続いています。

◆人口の推移◆



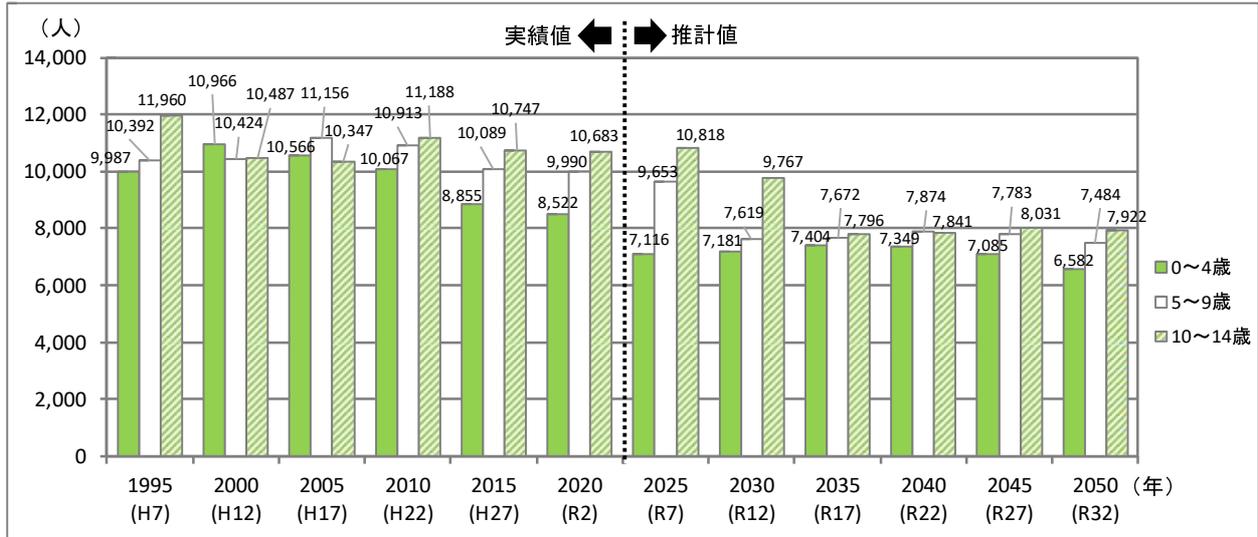
◆年齢区分別人口構成比の推移◆



注：令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年～令和32年までは国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計値(出生中位・死亡中位仮定)。平成7年～令和2年の人口構成比は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月推計)

◆年少人口の推移◆



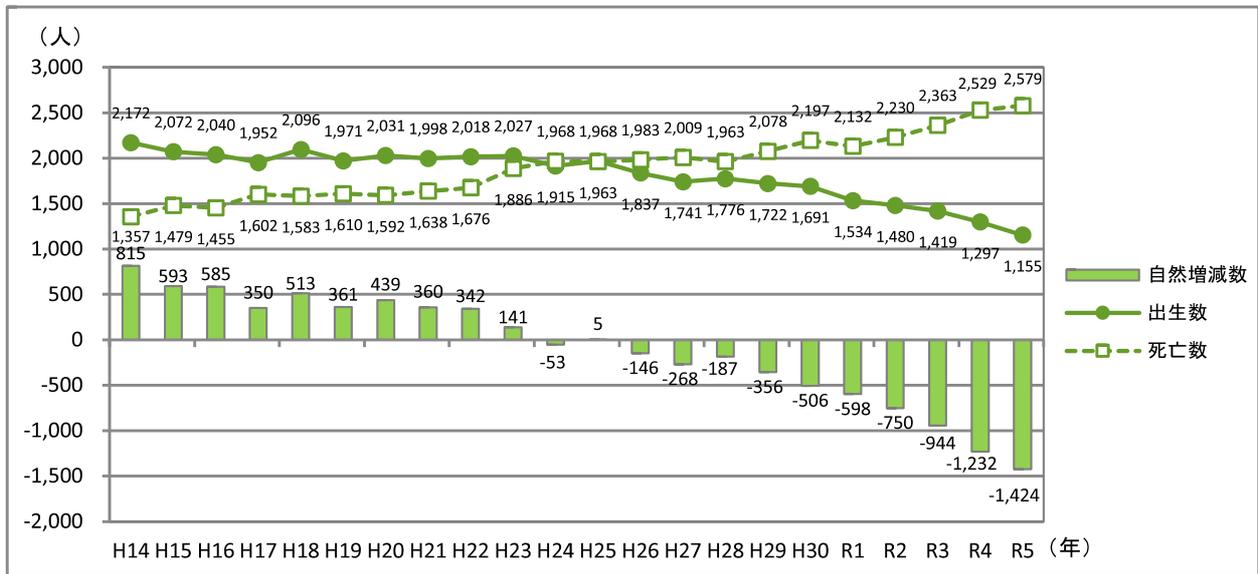
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月推計)

② 自然動態

自然動態では、平成23年(2011年)までは自然増で推移していましたが、平成24年(2012年)にはマイナスとなり、自然減が進んでいます。

令和2年(2020年)の宝塚市の合計特殊出生率は1.37で、全国より高く兵庫県より低くなっています。

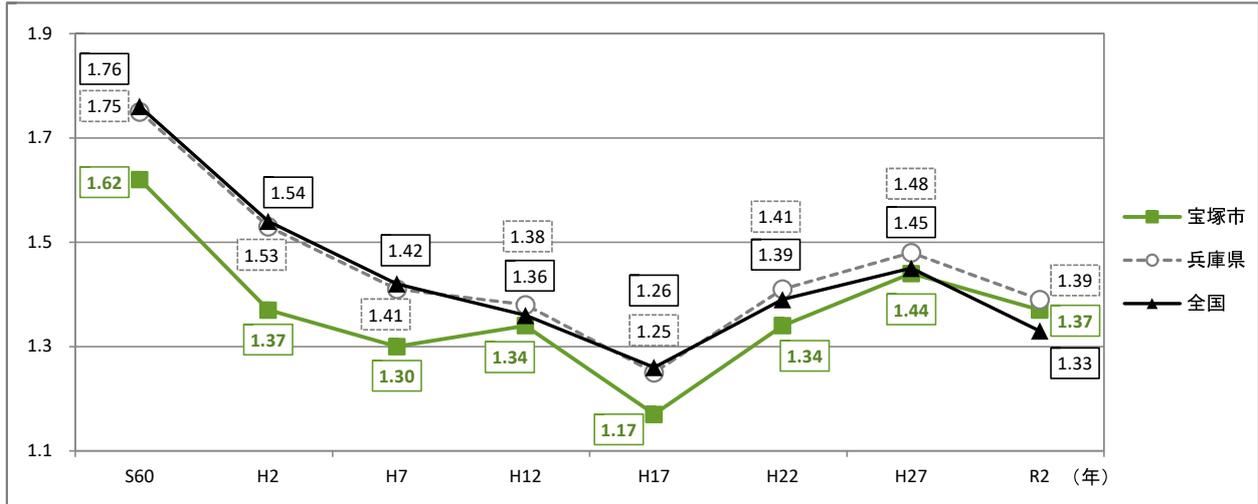
◆自然動態の推移◆



注：住民基本台帳に基づく自然増減。

資料：宝塚市統計書(各年1月1日~12月31日)

◆合計特殊出生率の推移◆



注:合計特殊出生率:15~49歳の女性の年齢別出生率(年間の母の年齢別出生数÷年齢別女子人口)の総和  
 年間の母の年齢別出生数:各年1月1日~12月31日の出生数  
 年齢別女子人口:国勢調査による各年10月1日現在の人口。(昭和60~平成7年は総人口(外国人を含む)、平成12年は日本人人口(不詳を除く)、平成17、22年は年齢・国籍不詳をあん分した日本人人口(兵庫県情報事務センターであん分)、平成27年は年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)の日本人人口(国であん分)、令和2年は国勢調査に関する不詳補完結果の日本人人口。)  
 宝塚市の数値は、情報事務センターが国勢調査結果及び人口動態統計調査結果に基づき算出したものである。  
 全国、兵庫県の数値は厚生労働省が算出し、公表したものである。

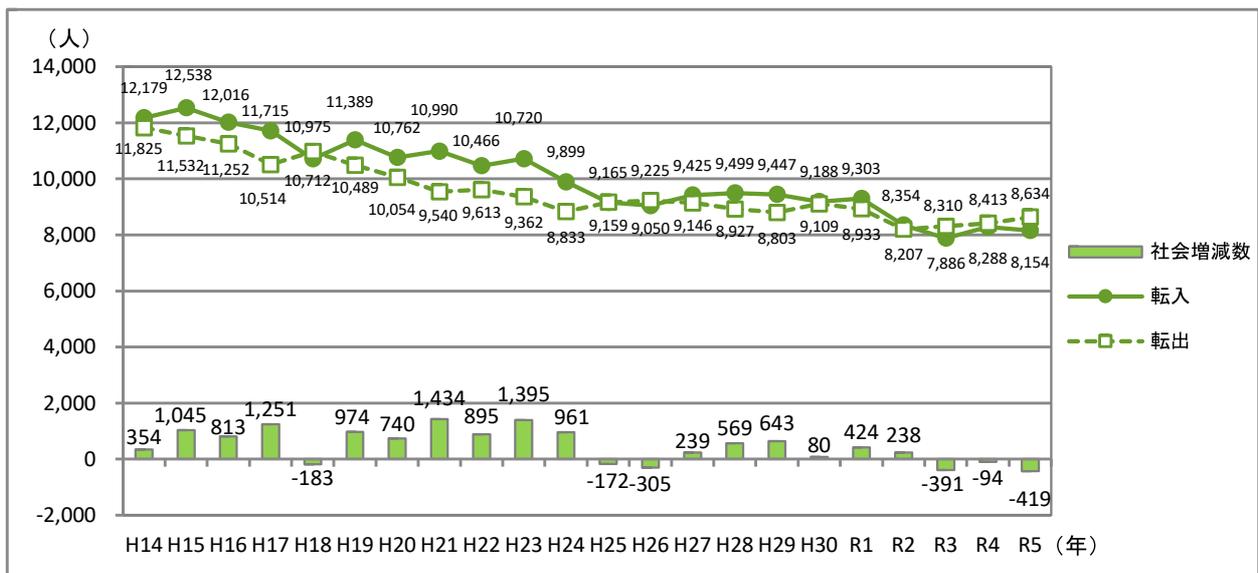
資料:兵庫県「厚生統計」

※合計特殊出生率:一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

③ 社会動態

社会動態では、令和2年(2020年)まで概ね社会増で推移していましたが、転入数は減少傾向にあり、令和3年(2021年)以降は社会減になっています。

◆社会動態の推移◆



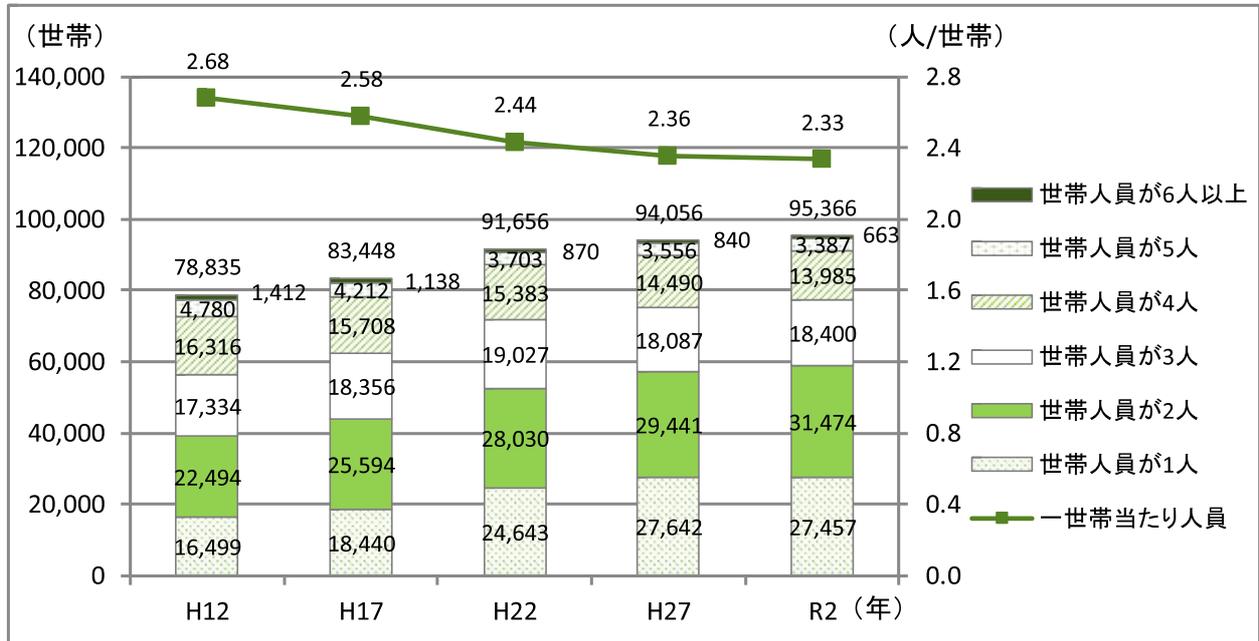
注:住民基本台帳に基づく社会増減。社会増減数には、転入・転出以外の増減要因であるその他増減(職種記載・削除、転出取り消しなど)が含まれています。

資料:宝塚市統計書(各年1月1日~12月31日)

#### ④ 世帯

一般世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

◆一般世帯の推移◆



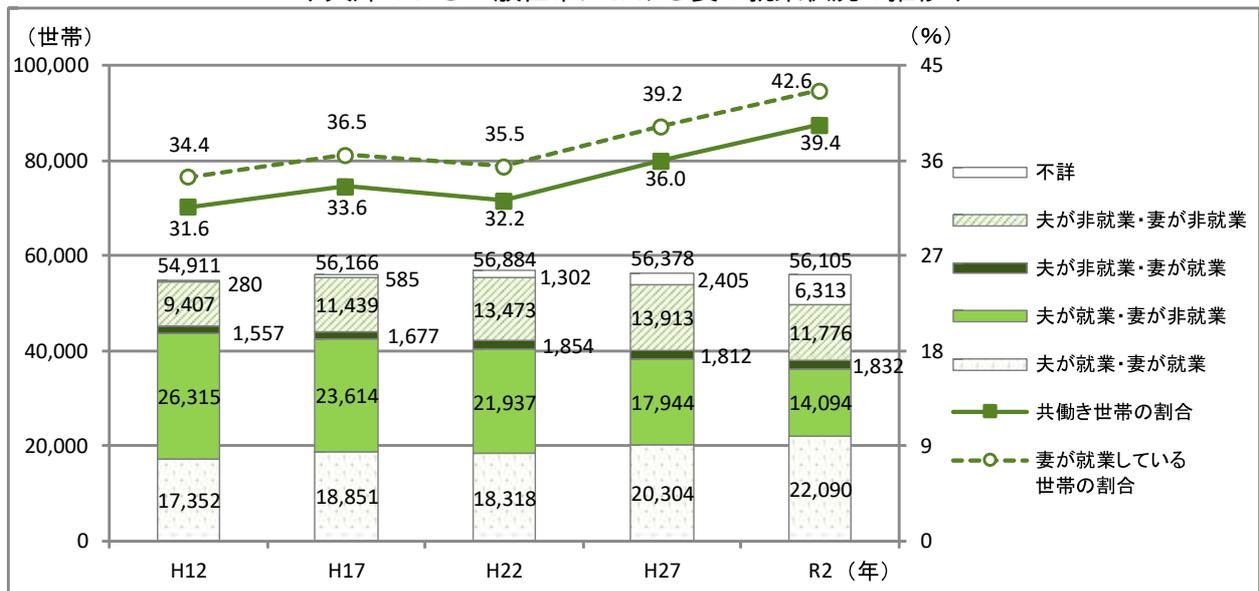
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

※一般世帯:一般世帯とは、次のものをいう。(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。(2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

#### ⑤ 就業

共働き世帯の割合、妻が就業している世帯の割合は、平成22年(2010年)まで横ばいでしたが、平成27年(2015年)以降は増加傾向にあります。

◆夫婦のいる一般世帯における妻の就業状況の推移◆



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

## ⑥ 婚姻の状況

令和2年(2020年)は25～29歳の男女ともに約7割が未婚となっています。また、平成12年(2000年)に比べると、全ての年齢層で未婚率が上がっています。

### ◆未婚率の推移◆

	男性(%)					女性(%)				
	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
25～29歳	66.8	70.2	71.4	71.5	71.0	55.6	62.3	66.2	68.0	68.2
30～34歳	33.6	39.1	42.6	40.7	38.8	25.3	30.4	34.7	36.5	34.1
35～39歳	18.4	21.6	29.2	28.1	26.0	15.2	17.9	21.9	23.6	22.5
40～44歳	11.4	14.6	21.3	22.5	21.8	10.2	13.2	16.8	18.3	18.5
45歳以上	3.7	4.6	7.0	7.6	9.6	5.0	5.7	7.1	7.9	9.2
15歳以上	27.9	26.2	26.9	25.4	25.8	25.5	24.1	23.9	23.5	23.9

注:国勢調査では「15歳以上人口に占める未婚者数の割合」を全体(総数)の未婚率としている。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. めざすまちの姿

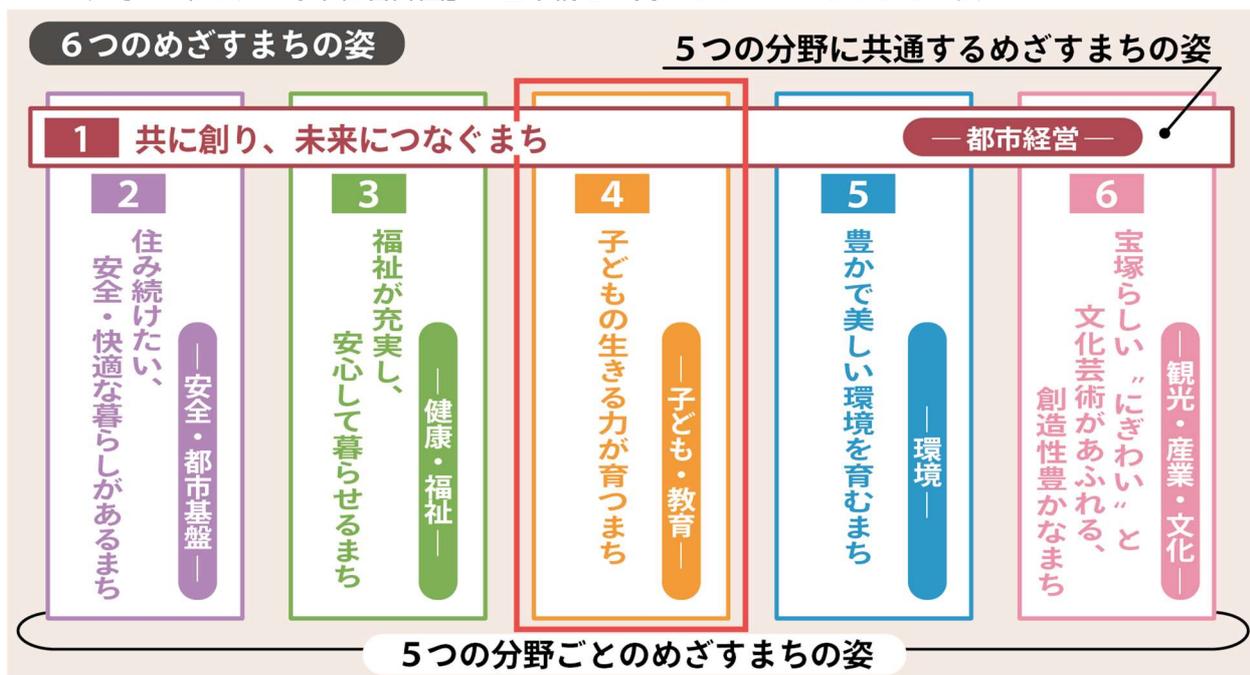
### 子どもの生きる力が育つまち

- ◆ 意見表明も含めた子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益が実現できている。
- ◆ 子どもが、豊かな自然や文化芸術に触れ、他の世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- ◆ 妊娠期からの切れ目ない支援により、家庭環境や経済状況に関わらず、誰もがゆとりを持って、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている。

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする本市の最上位計画「第6次宝塚市総合計画※」の基本構想において、上記のとおり【児童福祉・青少年育成】の施策分野におけるめざすまちの姿を掲げていることから、本計画におけるめざすまちの姿としても踏襲し、一体的に計画を推進します。

※本計画は、第6次宝塚市総合計画において、【児童福祉・青少年育成】の施策分野の「関連する主な分野別計画※（分野別マスタープラン）」として位置づけられています。

参考：「第6次宝塚市総合計画」の基本構想に掲げる6つのめざすまちの姿



※ 第6次宝塚市総合計画

総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示すもの。本市が定める計画の最上位に位置し、基本構想、基本計画、地域ごとのまちづくり計画で構成される。なお、基本構想は、宝塚市議会の議決事項となっている。

※ 分野別計画

行政分野ごとの計画。本計画をはじめ、健康たからづか21や教育振興基本計画、男女共同参画プランなど、様々な分野別計画がある。

## 2. 子ども施策を推進する上での共通の視点

---

### (1) こどもまんなか社会の実現

本市は、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年（2023年）8月21日に「こどもまんなか応援サポーター」として、更なる子どもにやさしいまちの実現に向けた取組を進めることを宣言しました。

子ども施策の推進にあたっては、こども基本法や宝塚市子ども条例等も踏まえながら取組を進めるとともに、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を図っていきます。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども  
まんなか

<「こども基本法」に掲げられるこども施策の基本理念>

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

<「宝塚市子ども条例」前文>

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障害（がい）などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

## (2) 時代にふさわしい行財政経営の推進

人口減少や少子高齢化などにより、本市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されており、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

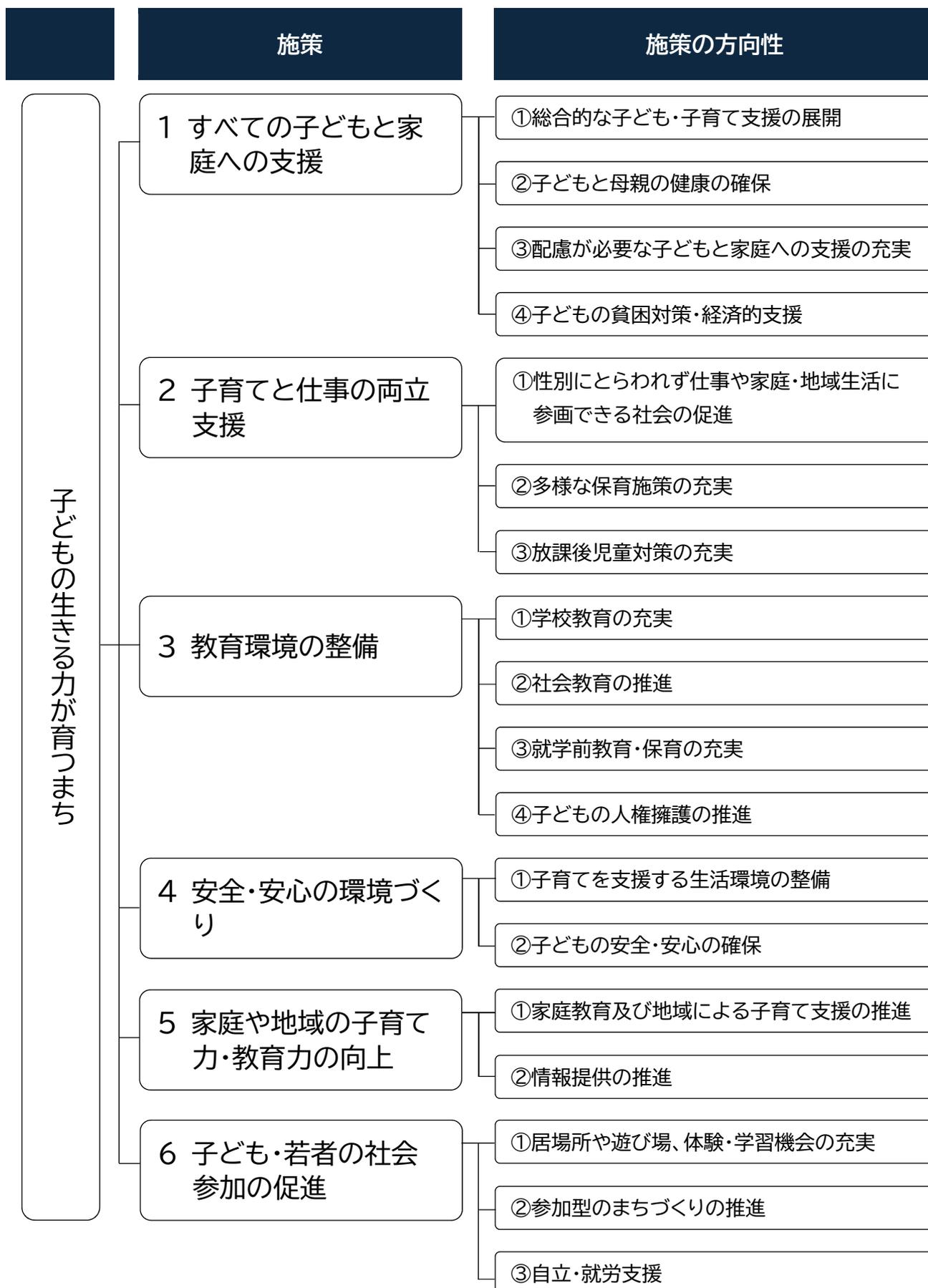
こうした中、子ども施策の推進においても、令和3年（2021年）7月に策定した宝塚市行財政経営方針に則り、多様な主体と連携・協力し行動する職員の育成や協働・共創による価値の創造、データ整備・データ分析（EBPMの推進）、オンラインで手続きができる仕組みの構築、経営資源の適正配分などを共通の視点として意識しながら各取組を進めます。

### 【宝塚市行財政経営方針の概要版】

宝塚市行財政経営方針		令和3年（2021年）7月策定		概要版	
<p>市民の暮らし方、働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化化する中、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、新たな行財政経営方針を策定します。</p> <p>これまでの延長線での継続や行動にとらわれず、人々の暮らしをあらゆる面でより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現に向けて、行財政経営の仕組みや業務の進め方を革新するとともに、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指します。また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人が、住みやすい、住み続けたい、関わりたいまちを目指します。</p>					
<p><b>【方針1】 多様な主体との協働・共創</b></p> <p>地域社会で人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は市民や市民団体・民間事業者などが多様な主体が協力し合う場を設定する役割を担い、市民や多様な主体とともにまちづくりを進めていくことが重要です。</p> <p>地域ごとのまちづくり計画を協働により進めていきます。また、将来のありたい姿を市民や多様な主体と共有・共創し、様々な人々を巻き付け、地域とのかかわりを深めていくことで、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を共創していきます。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有の推進</li> <li>市民や多様な主体との協力関係の構築</li> <li>市民や多様な主体との協働・共創による価値の創造</li> </ul>	<p><b>【方針3】 限られる経営資源の適正配分</b></p> <p>市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していくためには、アテなどの根拠に基づき、将来に成果を生み出す事業や分野に対して、限られる経営資源を適正に配分することが不可欠です。</p> <p>市が実施する施策や事業は成果を重視し、豊かさを実感に向けてどのような成果につながったのか、説明責任を果たし、市民や多様な主体からの信頼確保に努めています。</p> <p>これらの実現に向けて、根拠に基づく政策立案の推進やPDCAサイクルの強化により、施策や事業のマネジメントを適切に行います。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PDCAサイクルの強化</li> <li>ロジックモデルの活用やEBPMの構築</li> <li>特に成果を生み出す事業や分野への経営資源の適正配分</li> <li>財政の持続可能性による課題の可視化</li> <li>協働や事業の成果の可視化</li> <li>公共施設マネジメントの推進</li> </ul>		
<p><b>【方針2】 時代の変化に対応し続けるための基盤づくり</b></p>	<p><b>【方針2-1】 財政基盤</b></p> <p>財政規律を明示し、健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤を構築します。</p> <p>財源不足の解消を目的とした減額型の行財政改革の限界を踏まえ、新しい技術や手法の活用、民間との連携などにより、限られる財源で成果を最大化する価値創造型の行財政経営へと転換していきます。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規律に基づく財政運営</li> <li>市税を軸とした持続可能な財政運営の確保</li> <li>費用対効果や手数料など受益者負担の適正化</li> <li>新たな収入の確保</li> <li>特別会計・地方公営企業・外郭団体などの健全化</li> </ul>	<p><b>【方針4】 職員の働きがいの創出</b></p> <p>大きく変化する時代においては、職員一人ひとりが、まちづくりのプロフェッショナルとして使命感を持つことが重要です。前例にとらわれず、自ら考え、自らを律し、自ら行動する職員を育成します。そして、市民や多様な主体と繋がり、各専門分野の力を取り入れ、テクノロジーによる便利なサービスと、ヒトならではの温かきあるサービスの融合により、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していきます。</p> <p>また、様々な個性、知識や能力、職務経験などを持った職員一人ひとりがより能力を發揮し、納得、満足ある働き方ができるよう、取り組んでいます。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働きがいの実感による生産性の向上</li> <li>ヒトでしかできない業務への重点化</li> <li>多様な主体と連携・協力し、行動する職員の育成</li> </ul>	
<p><b>【方針2-2】 組織基盤</b></p> <p>DXの推進に必要な知識と意欲を身につけ、未来の市民の暮らしをいかに守っていくのかを考え、課題を発見し、行動する職員を育成します。</p> <p>また、社会の変化や課題に的確に対応できる組織とするため、部署を跨ぐような課題には必要に応じて柔軟に組織を見直すなど、機能的で連携のとれた体制の整備を進めます。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能的で連携のとれた業務執行体制の整備</li> <li>外部人材をきめた人材の最大活用</li> <li>職員の意識改革の推進</li> <li>ダイバーシティの推進</li> </ul>	<p><b>【方針5】 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</b></p> <p>人口減少、少子高齢化などを背景に、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルを抜本的に革新し、新たな成長や競争力強化につなげるDXへの対応が企業を中心に取り組まれています。一方、国はデジタル庁を創設し、デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しています。</p> <p>本市においては、国が目指す姿を実現するべく、DXの本質である「変革」を重視し、これまでの延長線での発想や行動にとられない職員の育成や、時代の変化に対応できる組織づくりを進め、DXを推進します。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスの変革</li> <li>DXの推進に向けた職員意識の醸成</li> <li>業務フローの整備や標準化の推進</li> <li>市民視点（住民本位）での価値の追求</li> </ul>		
<p><b>【方針2-3】 デジタル・データ基盤</b></p> <p>IT的・利便性の高い行政手続きを実現するなど、日々の暮らしにおいて豊かさを実感できる行政サービスを目指し、デジタル化を推進します。</p> <p>デジタル技術を活用し、職員の仕事をヒトでしかできない業務へと移行し、前例にとらわれず、データなどの根拠に基づく政策立案を進めるため、情報セキュリティ対策を講じるとともに、ICTの利用が困難な方への配慮にも努めながら、デジタル・データの整備及びデータ分析のための基盤を構築します。</p>	<p><b>主な推進項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインで手続きができる仕組みの構築</li> <li>職員より能力を発揮できるIT環境の構築</li> <li>データ整備・データ分析のための基盤構築</li> <li>情報セキュリティ対策とICTの利用が困難な方への配慮</li> </ul>				

# 第4章 施策の展開

## 施策体系



# 施策 1 すべての子どもと家庭への支援

## ①総合的な子ども・子育て支援の展開

### 【主な背景や課題】

- ・令和 4 年改正児童福祉法により、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し支援を提供する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、本市においては、令和 6 年 4 月から「たからっ子総合相談センター」の名称で設置しました。妊産婦、子どもや家庭の状況を把握し、早期に関わる機会を増やし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る必要があります。
- ・社会全体が少子化、核家族化、地域との関わりが希薄化しており、また、子育て情報も氾濫し、子育てに不安感を抱く親が増加しています。子育て家庭同士で同じ悩みや状況を共有できる仲間づくりの場や機会が十分に活用されていない状況です。
- ・安心してこどもを産み育てることができるように、妊産婦が交流し、相談や講座を受ける機会の提供が必要です。
- ・児童館・子ども館は、居住地の中で、身近に子育てについて相談できる親子の安全な居場所となっており、子育ての拠点の役割を担っています。今後もその機能を強化させることが求められています。

子ども総合相談課  
家庭児童相談課  
健康推進課

子ども家庭支援セン

健康推進課

子ども家庭支援センター

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 母子保健・児童福祉機能の一体的な運営、サポートプランを活用した支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓など、妊産婦、子どもや家庭への相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、妊産婦や親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座の開催等に引き続き取り組みます。
- ◆ コミュニティの 7 つのブロック毎に整備している地域児童館・子ども館の運営により、引き続き子ども・子育て支援に取り組みます。

子ども総合相談課  
家庭児童相談課  
健康推進課

子ども家庭支援センター、健康推進課

子ども家庭支援センター

### 【主な事務事業※】

事務事業名	事業概要
次世代育成支援行動計画等推進事業	宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン」について、宝塚市子ども審議会等の開催により進捗管理を行い、子ども施策を総合的かつ一体的に推進する。
子ども総合相談事業	妊産婦、0 歳から 18 歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関する事など、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援につなげる。

子ども政策課

子ども総合相談課

#### ※ 事務事業

具体的な方策や対策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。本市においては、事務事業を基礎的な単位として予算の編成・管理を行っており、事務事業ごとに評価も行っている。

事務事業名	事業概要
子ども家庭支援センター事業	子育ての負担感等を緩和するため、地域における子育て親子の交流の場の促進や地域子育て支援拠点「きらきらひろば」を運営する。また、定期的に妊産婦やその家族に向け、きらきら子育てLINE（プッシュ型配信）で、子どもの成長過程に応じた適切な情報を提供する。
児童館運営事業 （地域子育て支援拠点）	市内7ブロック※ごとに、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の施設として、地域児童館・子ども館を運営する。
子育て支援コーディネート事業	三層構造システムの第三層を担う全市域的な対応として、「子ども家庭支援センター」を核に、地域支援や子育て支援のための人的資源を有機的に結びつけ、全体の子育て支援策のマネジメントを展開する。

◆三層構造による子育て支援・子どもの居場所の展開図（イメージ）◆

本市では、全市的な子育て支援の展開に当たって、「小学校区」「市内7ブロック」「市全域」それぞれの取組を有機的につなげ、三層構造による子育て支援を展開しています。



※ 市内7ブロック

本市では、行政等の出先機関や、交通の拠点となる駅、金融機関や商業施設など、市民生活に必要なサービスが概ね揃うエリアを単位として、市域を7つのブロックに分類している。各ブロックに1カ所ずつ地域児童館・子ども館を設置し、子育て支援の拠点としている。

## ②子どもと母親の健康の確保

### 【主な背景や課題】

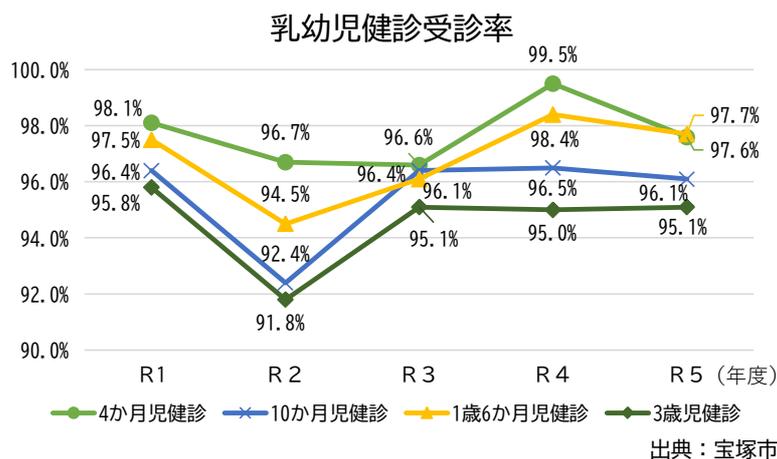
- ・妊産婦の健康を確保するため、すべての妊産婦の状況を把握し、妊産婦の不安を軽減し、産前・産後の支援の充実や産後うつ対策を行う必要があります。
- ・乳幼児の健康を確保するため、健康診査を行い、正しい健康情報や子育て支援情報を提供するなどの取組を継続する必要があります。また、さらなる健康づくりのため、受診機会の拡充を検討する必要がありますが、実施体制の確保が課題です。
- ・子どもの急病に対応するため、阪神北広域こども急病センターによる初期小児救急医療の提供、看護師等による電話相談、小児科対応救急病院による小児科二次救急輪番体制など、夜間・休日を含めた小児医療体制を維持していく必要があります。
- ・市民が母子保健情報にアクセスしやすくなり、マイナポータルとの連携による健診受診結果情報の閲覧と保持ができ、また、プッシュ通知による健診の通知のほか、予防接種の受け忘れや間違い接種が防止できることを目指して、国が推進する電子母子健康手帳、乳幼児健診や予防接種の電子化、オンライン化の実現を図る必要があります。

健康  
推進課

健康  
推進課

健康  
推進課

健康  
推進課



### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援します。たからっ子給付金事業（国の出産・子育て応援給付金）による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進します。
- ◆ 新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診を継続します。また、乳幼児の健やかな成長発達を促進するため、乳幼児健診の受診機会の拡充について検討を進めます。
- ◆ 阪神北広域こども急病センターや圏域内の小児科対応救急医療機関による、夜間・休日の小児科救急医療提供体制の確保を継続します。
- ◆ 乳幼児健診の充実に向けて取り組めます。また、母子保健情報のデジタル化を目指して、電子母子健康手帳や予防接種のデジタル予診票の導入について検討を進めます。

健康  
推進課

健康  
推進課

健康  
推進課

健康  
推進課

## 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
予防接種事業	疾病の発生及びまん延を防止し公衆衛生の向上に資することを目的として、予防接種法の規定等に基づいて、BCG、麻しん・風しん等の定期予防接種を実施する。	健康 推進課
母子保健相談指導事業	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児を対象に、母子健康手帳交付、妊婦相談、産前・産後サポート事業、両親学級、妊婦歯科健診、産後ケア事業、思春期健康教育、地域からの依頼による講座等を実施する。	健康 推進課
母子保健訪問指導事業	保健師などの専門職が対象者の家庭を訪問し、妊婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児訪問、セカンド訪問、きょうだい指導などの保健指導を実施するほか、養育支援ネット、要保護児童等支援事業を実施する。	健康 推進課
母子保健健康診査事業	乳幼児健康診査事業（4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）、妊婦健康診査費助成事業、産婦健康診査事業、不育症治療支援事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、市民税非課税世帯等に対する新生児聴覚検査費助成事業を実施する。	健康 推進課
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま出生した児に対し、退院するまでの間に必要となる医療及び食事療養費を公費負担する。	健康 推進課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等の日常生活が送りがやすくなるように、用具を給付する。所得により負担額あり。	健康 推進課
休日応急診療所事業 休日歯科応急診療事業	初期救急医療対策の一環として、宝塚市医師会、宝塚市薬剤師会及び宝塚市歯科医師会の協力のもと、日曜日、祝日、年末年始に内科・歯科の急病患者に対し、適切な一次応急処置を行う。	健康 推進課
救急医療対策事業	阪神北3市の病院の輪番による二次救急、尼崎市休日夜間急病診療所内の耳鼻咽喉科・眼科休日診療、県広域災害・救急医療情報システム、阪神北広域こども急病センター、3市1町の小児二次救急輪番病院、h-Anshin むこねっと二次救急システムにより救急医療体制の確保を図る。	健康 推進課 市立病院
産後・育児支援ヘルパー派遣事業	母親が産後の体調不良等のために、家事又は育児を行うことが困難で、家族等の援助を受けられない家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等に関する援助を行うことにより、安定した児童の養育を可能とする。	子ども 家庭支 援セン ター
助産施設利用事業	児童福祉法により、妊婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産をうけることができない場合、その妊婦に対して助産施設において助産を行う。	家庭児 童相談 課

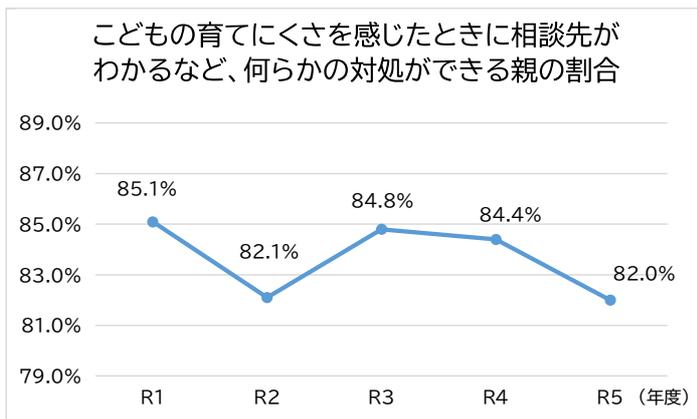
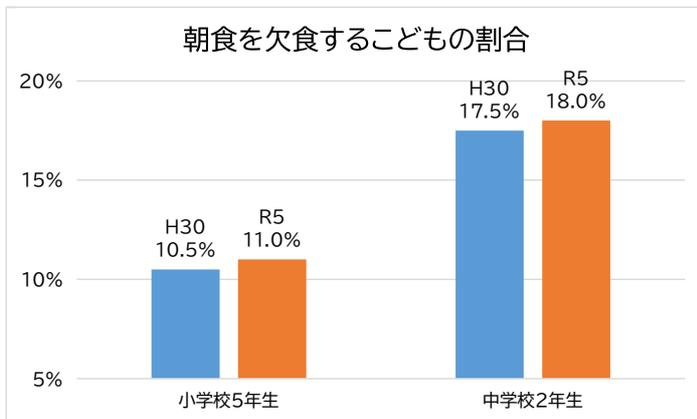
【成果指標の設定（母子保健を含む成育医療等※に関する計画としての評価指標）】

妊産婦や子どもの健康を確保するためには、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要です。各施策の相互連携を図りつつ、その需要に対応し、子どもの権利を尊重した取組となるよう、横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められています。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針が示されています。評価指針のうち、市が実施する施策について全11の指標を設定し、計画を推進します。

国が示す成育医療等の提供に関する施策の基本的な事項

- 医療 周産期医療、小児医療の体制、専門的医療等
- 保健 妊産婦、乳幼児、学童、思春期、生涯にわたる保健施策、子育てやこどもを持つ家庭への支援
- 教育及び普及啓発 学校教育や生涯教育、普及啓発
- 記録の収集等に関する体制 予防接種、乳幼児健康診査、学校健診記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策等
- 調査研究、災害時における支援体制の整備、成育医療等の提供に関する推進体制等



出典:宝塚市

※ 成育医療等

出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程を「成育過程」という。また、「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、適切に対応する医療、保健、これらに密接に関係する教育、福祉等に関するサービス等をいう。

指標名	前回 (H30 年度)	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
<b>周産期・乳幼児期</b>			
全出生数中の低出生体重児の割合	9.4%	9.4% (R4 年)	減少
妊婦の喫煙率	1.6%	0.7%	0%
産後ケア事業の利用率	なし	18.7%	増加
乳幼児健診の受診率	4 か月児 98.4%	4 か月児 97.6%	98.0%
	10 か月児 96.7%	10 か月児 96.1%	98.0%
	1 歳 6 か月児 97.3%	1 歳 6 か月児 97.7%	維持 (97%)
	3 歳児 94.9%	3 歳児 95.1%	維持 (95%)
むし歯のない3歳児の割合	90.8%	94.7%	増加・95%
<b>学齢期、思春期</b>			
朝食を欠食するこどもの割合	小5 10.5%	小5 11.0%	小5 9.4%
	中2 17.5%	中2 18.0%	中2 17.3%
中学生・高校生の喫煙率	0.80%	(令和3年度) 喫煙率 0%	維持
中学生・高校生の飲酒率	5.3%	(令和3年度) 飲酒率 0.9%	0%
<b>全成育期</b>			
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト※等によらない子育てをしている親の割合	4 か月児 93.1%	4 か月児 95.2%	増加
	1 歳 6 か月児 84.9%	1 歳 6 か月児 90.2%	
	3 歳児 64.5%	3 歳児 71.5%	
こどもの育てにくさを感じたときに相談先がわかるなど、何らかの対処ができる親の割合	85.8%	82.0%	増加
この地域で子育てしたいと思う親の割合	95.3%	93.9%	増加

注 計画策定時の現状値は、策定前年度の R5 の実績値となっている。

※ ネグレクト

長時間の放置や食事を与えないなど子どもの心身の正常な発達を妨げるような不適切な養育や、子どもの危険回避に対する重大な不注意など、保護者としての監護を怠ること。

### ③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

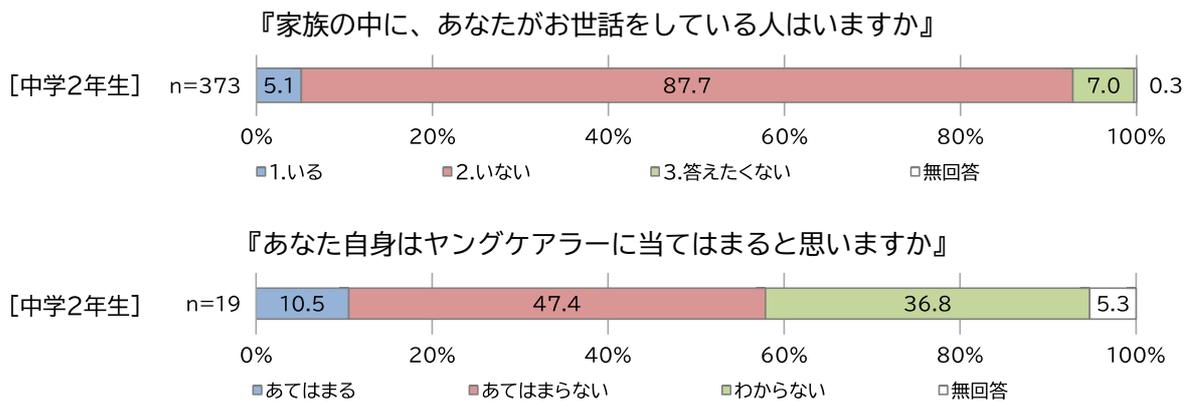
#### 【主な背景や課題】

- ・発達の遅れや障碍などがある子どもやその家族への支援に努め、また、地域社会への参加・包容を推進するため、関係機関と連携を図りながら支援を行う必要があります。
- ・児童虐待新規通告件数の増加、子育てに困難を抱える家庭の課題が顕在化していることなどを踏まえ、新たに創設された認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー※」の取得を促進し、相談支援体制を強化する必要があります。
- ・子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象にヤングケアラー※が明記されました。本市で実施した子どもや高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、「自分はヤングケアラーにあてはまる」と回答した中学2年生の割合は全体の回答者数の0.5%、「自身が子ども・若者ケアラーにあてはまる」と回答した高校生世代及び若者世代の割合は、それぞれ全体の回答者数の1.8%、1.4%となっています。子ども自身の現在と将来に様々な影響が考えられるため、こうしたヤングケアラーへの支援を行う必要があります。

子ども  
発達支  
援セン  
ター

家庭児  
童相談  
課

子ども  
政策課



出典：子ども等の意識や生活に関するアンケート調査（令和5年度）

※ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した生徒数は2人。全体の回答者数（373人）に対する割合は0.5%。

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達に係る支援を提供し、あわせて障碍児の家族、障碍児の通う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行います。
- ◆ 相談支援体制強化のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ ヤングケアラーへの支援に向け、支援のあり方を検討するとともに、支援体制を構築します。

子ども  
発達支  
援セン  
ター

家庭児  
童相談  
課

子ども  
政策課

#### ※ こども家庭ソーシャルワーカー

子どもや家庭を取り巻く複雑な課題に対応するため、実務者の専門性向上を目的として、児童福祉法に基づき令和6年度から創設されたこども家庭庁所管の認定資格。子どもの権利を擁護し、子どもと家庭の課題に対する様々な支援を行う。

#### ※ ヤングケアラー

障碍や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、自身の権利が守られていないと思われる子ども。

## 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A、B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者を対象として、所得要件を満たす方に、受給者の保険診療の自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成する。	医療 助成課
民生児童委員活動事業	地域の要援護者等に対する福祉サービス情報の提供や各種相談、安否や生活状況の確認・支援などの地域福祉活動、児童の健全育成活動を推進するために、委員に対し活動費の助成をする。民生児童委員に協力する民生児童委員協会の活動支援を行う。民生委員・児童委員活動の周知事業を行う。	地域 福祉課
自立支援事業	障害（がい）の程度、介護者、居住等の状況を踏まえ、障害（がい）者及び障害（がい）児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを提供する。	障害 福祉課
子ども発達支援センター事業	身体及び知的発達に障害（がい）のある就学前の児童を対象に、通所で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活などにかかる支援を行う。	子ども 発達支 援セン ター
障害児相談支援事業	障害（がい）児が障害児通所支援などのサービスを受ける際、相談支援専門員が児童の様子や家族の状況について面談を行い、心身の状況や置かれている環境等に応じたサービス利用計画案を作成し、一定の期間において、モニタリングを行う。	子ども 発達支 援セン ター
居宅訪問型児童発達支援事業	重度の障害の状態のため外出が困難な児童の居宅を、保育士などが訪問して、個々の発達に合った遊びを中心とした療育を行う。	子ども 発達支 援セン ター
児童虐待防止施策推進事業	「要保護児童対策地域協議会」を軸に、庁内外関係機関との連携の下、要保護児童等全般の相談、対応に取り組むなかで、要保護児童等及びその家庭への子育て支援サービスとして、24時間子育て電話相談事業、児童虐待を含む総合的な相談事業などを実施する。	家庭児 童相談 課
ことばの教室事業	構音障害（誤り発音）などがある宝塚市在住の就学前の幼児に発音の練習を行い、集団生活に進んで参加できる意欲や態度を育て、ことばの力を育む。	幼児教 育セン ター
国際・文化センター管理運営事業	国際・文化センターの管理運営を実施し、市民の国際交流・文化活動の場とするとともに、国際交流・芸術文化活動の情報を発信する。異文化相互理解事業や外国人市民の生活相談、日本語学習等の事業展開を行う。	文化 政策課

## ④子どもの貧困対策・経済的な支援

### 【主な背景や課題】

- ・子どもへの食の支援や学習支援をはじめ、子どもが身近に行くことができる居場所の安定的な活動を支えるなど、地域において子どもを見守る環境づくりが求められています。
- ・子ども等の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、低位の収入世帯は、塾の利用率が低い、勉強時間が少ない、大学以降までの進学希望率が低いといった傾向が見られます。このような家庭の経済状況による学習機会の不平等と、その結果としての貧困の連鎖が課題です。

子ども  
政策課

子育て  
応援課

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 子どもの貧困対策に向け、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。
- ◆ ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進めます。

子ども  
政策課

子育て  
応援課

### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
乳幼児等医療費助成事業	0～15歳までの乳幼児等の保護者（所得要件無し）に対し、受給者の保険診療の自己負担額を助成する。高校生については、保険診療の入院医療費の自己負担額を助成する。	医療 助成課
母子家庭等医療費助成事業	所得要件を満たす18歳までの児童とその子を監護する母または父、および遺児を対象に、受給者の保険診療の自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成する。	医療 助成課
たからっ子給付金事業	妊産婦や子育て家庭の相談に切れ目なく応じる伴走型支援を行うとともに、妊娠や出生の届出を行った妊婦や子育て世帯等に対して経済的支援を行う。	健康 推進課
特別障害者手当等給付事業	在宅の重度障害（がい）者で特別障害者手当・障害児福祉手当・重度障害者（児）介護手当の支給要件に該当する障害（がい）者に、経済的負担の軽減等を図り、在宅生活を安心して営むことができるよう障害者手当を支給する。	障害 福祉課
児童手当事業	高校生年代までの児童を養育している家庭に、生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給する。	子育て 応援課
ひとり親家庭生活学習支援事業	ひとり親家庭の子どもが抱える精神面、経済面等の悩みや課題に対応し、貧困の連鎖を防止するため、児童扶養手当の受給している世帯の中学2年生と中学3年生を対象に学習支援事業を実施する。	子育て 応援課

事務事業名	事業概要	
法律相談事業	ひとり親家庭及び離婚を考慮しておられる子育て家庭における養育費や財産分与といった経済的な問題及び、親子交流、親権といった子どもとの関わり方等の様々な問題について、専任の弁護士による無償の法律相談を実施する。	子育て 応援課
養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業	養育費を確実に受け取る仕組みを整えることを目的に、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図るための公正証書等作成にかかる費用の補助を実施する。	子育て 応援課
児童扶養手当事業	父又は母と生計をともにできない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために、父または母、あるいは養育者に法律に基づき児童扶養手当を支給する。	子育て 応援課
実費徴収補足給付事業	教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する。	保育事 業課 学事課
奨学助成事業	教育の機会均等を図るため、ひとり親家庭等の大学等進学者に対する給付等を行う。	学事課
特別支援教育就学奨励費	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ特別支援学級在籍の特殊事情に鑑み、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の援助を行い、特別支援学級における教育の普及奨励を図る。	学事課
就学補助事業	伊丹朝鮮初級学校に就学する児童保護者及び尼崎朝鮮初中級学校に就学する生徒保護者に対し、経済的負担軽減を目的に補助を行うほか、一定の要件を満たした施設に就園する園児の保護者に幼稚園無償化相当の補助を行う。夜間中学校に通う宝塚市民の教育費負担金を支払うほか、市立幼稚園の統廃合に係る通園費補助を行う。	学事課
要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費 要保護及び準要保護児童・生徒医療費扶助	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行う。	学事課

## 施策2 子育てと仕事の両立支援

### ①性別にとらわれず仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進

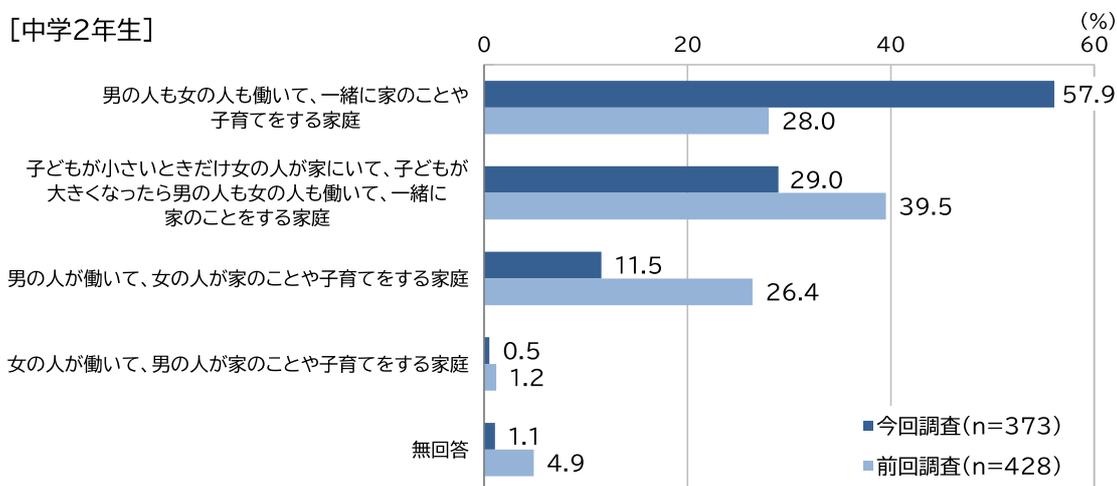
#### 【主な背景や課題】

- ・子ども等の意識や生活に関するアンケートでは「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」を選択した割合が前回調査より29.9ポイント伸びており意識の変化が見られます。引き続き、共働き・共育ての推進を目的としたセミナーや、固定的役割分担意識の解消に向けた取組など、男女共同参画社会をめざし粘り強く啓発に取り組む必要があります。
- ・教育現場におけるジェンダーギャップ※を見直し、一人ひとりが自分の能力を生かして、行動したり生活したりできるよう、ジェンダー平等教育を推進する必要があります。

人権平和・男女共同参画課

学校教育課

『あなたは将来、子どもが生まれたらどのような家庭をつくりたいと思いますか』



出典：子ども等の意識や生活に関するアンケート調査（令和5年度）

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 共働き・共育ての推進に向け、女性の就労等を支援する起業・就労セミナーや男性の育児をテーマとした男性セミナーを引き続き実施します。
- ◆ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信に引き続き取り組みます。
- ◆ 学校教育におけるジェンダー平等の理念を推進する教育・学習に引き続き取り組みます。

人権平和・男女共同参画課

人権平和・男女共同参画課

学校教育課

※ 教育現場におけるジェンダーギャップ

教育現場において、性別によって教育の機会、質、結果が異なる状況を指す。

【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
男女共同参画施策推進事業	男女共同参画推進審議会及び男女共同参画推進検討会の開催、男女共同参画推進リーダーの設置・活用等に取り組む。
男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画社会実現の拠点施設として、活動の場の提供、各種講座等による啓発、各種情報の収集・提供、相談、市民活動支援等に取り組む。
労働行政事業	労働問題審議会の開催、技能功労者等の表彰、名匠セミナーの開催、企業への啓発に係る事業に対する宝塚市雇用促進連絡協議会への補助、勤労者団体への補助を行う。
新事業創出総合支援事業	市内の起業の促進、市内事業者のデザイン経営の導入や新たなビジネスモデルの創出など、新事業の創出に資する支援を実施する。
人権教育推進事業	じんけん講座やじんけんワークショップ講座の開催、人権教育指導員派遣事業、ワークショップファシリテーター派遣事業などを実施する。

人権平和・男女共同参画課

人権平和・男女共同参画課

商工勤労課

商工勤労課

学校教育課

## ②多様な保育施策の充実

### 【主な背景や課題】

- ・令和6年4月1日現在、保育所の待機児童数は0人となっているものの、地域ごとの保育需要に注視し、保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行う必要があります。
- ・保育士不足が全国で深刻化しており、保育士の確保は各保育施設で課題となっています。

保育  
企画課

保育  
事業課

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 宝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行います。
- ◆ 保育士の人材確保に向けた取組を推進します。

保育  
企画課

保育  
事業課

### 【主な事務事業】

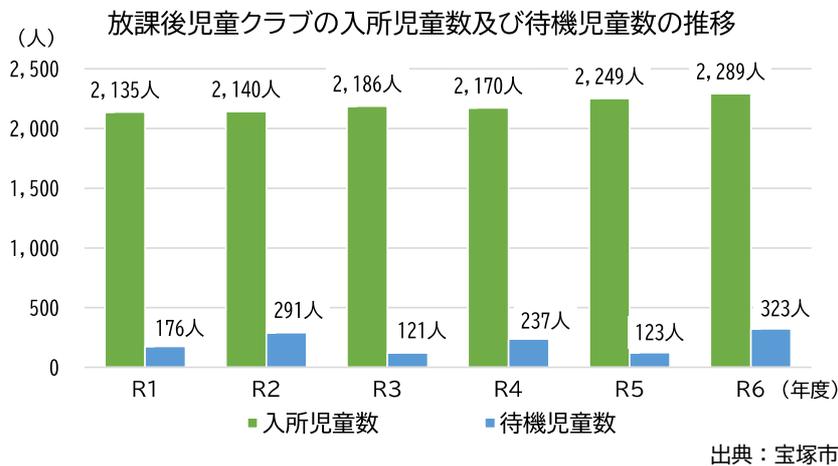
事務事業名	事業概要	
市立保育所保育実施事業	市立保育所に入所した児童に保育を実施するために必要な経費及び管理運営に要する経費を支出する。保護者との連携を図りながら、延長保育、特別支援保育、子育て支援事業等を実施するとともに、適宜職員研修も実施する。	保育 企画課
病児保育事業	病气中や病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事等の事情で家庭での保育が困難な児童を一時的に預かり保育を行う。	保育 企画課
私立保育所助成金	私立保育所において市立保育所と同様の国基準を上回る職員配置、特別支援保育加配、一時預かり、延長保育等の特別保育事業に要する経費を助成する。	保育 事業課
認定こども園等助成金	私立認定こども園・施設型給付対象幼稚園・小規模保育事業等における延長保育、一時保育等の事業に要する経費を助成し、保護者の子育てと仕事の両立支援を行う。	保育 事業課
施設型等給付事業	「市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認」した就学前児童に対する教育・保育を行う施設に対して、法定の給付として施設型等給付費を支給する。	保育 事業課
施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する児童についても、保育の必要性があると認定された児童を対象として保育料の無償化を実施する。	保育 事業課
ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を行いたい者（提供会員）と育児の援助を受けたい者（依頼会員）を会員として、会員の相互援助活動に関する事務を行うファミリーサポートセンター事業を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができるようにするとともに、地域の子育て支援の環境を整備する。	子ども 家庭支 援セン ター

### ③放課後児童対策の充実

#### 【主な課題】

- ・待機児童が 100 人を超える状況が常態化していることから民間放課後児童クラブ※の整備は喫緊の課題です。しかしながら、昨今の人材不足等の影響もあり、新たな民間放課後児童クラブ設置の進捗が遅くなっている状況です。

アフター  
スクール  
ール課



#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 特に低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブの整備促進を図ります。また学校施設についても、活用方法について協議検討を進めていきます。

アフター  
スクール  
ール課

#### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
民間放課後児童クラブ運営支援事業	ニーズに見合った適切な受入枠を確保するため、民間放課後児童クラブの新規開設に係る費用及び運営費を助成する。
地域児童育成会※事業	市内23の小学校で余裕教室等を利用し、就労等で保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童を預かる。
放課後子ども教室推進事業	子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境とするため、市内の小学校で地域住民や保護者などが協力し、放課後子ども教室を開催する。また、地域スタッフの資質向上のための研修会の開催、実地研修・カプラ大会・開催支援や啓発セミナー等を実施する。

アフター  
スクール  
ール課

アフター  
スクール  
ール課

アフター  
スクール  
ール課

#### ※ 民間放課後児童クラブ

民間事業者が運営を行う学童クラブ。ニーズ量に見合う量の確保を行うため、民間放課後児童クラブの新規開設に係る費用及び運営費を助成することにより施設の確保を行っている。なお、基本的な運営方法は地域児童育成会に準じたものとなっている。

#### ※ 地域児童育成会

市が直接運営を行う学童クラブ。市内23の小学校で余裕教室等で、小学校1～6年生の児童を放課後から午後5時まで、延長保育の場合は土曜日を除き午後7時まで預かっている。

## 施策3 教育環境の整備

### ①学校教育の充実

#### 【主な背景や課題】

- ・暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として学校現場において多く発生している状況にあります。児童虐待の疑いを含めたさまざまな家庭背景を抱える子どもたちに対して、学校だけでは対応できない困難な事例が増加しています。 学校  
教育課
- ・校則は、児童生徒の主体性を培い、児童生徒がよりよく成長、発達していくために設けられるものです。同時に、児童生徒個人の能力や自主性を養うためには、多様な意見を尊重し制定していく必要があります。 学校  
教育課
- ・学校現場では、勤務の見える化が進んでおらず、業務効率化や教職員の意識改革が進んでいない状況です。また、教職員が担う必要のない業務にも対応しており、時間外勤務が多く発生しています。 職員課
- ・小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因する様々な実施上の課題の解消のほか、9年間の継続性・一貫性のある教育活動を確保するため、小学校と中学校の通学区域の不整合の解消を図る必要があります。 教育環境整備課

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していきます。 学校  
教育課
- ◆ 子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。 学校  
教育課
- ◆ 不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努めます。 学校  
教育課
- ◆ 校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組みます。 学校  
教育課
- ◆ 教職員の業務効率化や意識改革を推進するとともに、地域や保護者の協力も得ながら教職員が担う業務の適正化を図り、学校現場における働き方改革に取り組みます。 職員課
- ◆ 義務教育 9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の取組を推進していくとともに、小学校区と中学校区の整合を図っていきます。 教育環境整備課

## 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
教育環境整備事業	義務教育 9 年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の推進や、その取組を推進する上で、小学校区と中学校区の整合を図っていく。その過程で学校の統廃合についても検討を進めていく。	教育環境整備課
小学校施設管理事業 中学校施設管理事業 特別支援学校施設管理事業 幼稚園施設管理事業	各学校園の施設の維持に必要な施設修繕業務や各種設備のメンテナンス委託業務等を実施する。	施設課
特別支援教育推進事業	安心安全な学校生活を送るため児童生徒一人ひとりの個別のニーズに応じた介助員、看護師、学習支援員等の人的配置を行う。特別支援学級整備事業とともに学校内の環境整備を行う。支援体制の充実を図るため、OT※・ST※・通級指導担当・特別支援学校教員による巡回相談、研修会等を行い従事者のレベルアップに取り組む。	学校教育課
スクールネット活用事業	市内の学校園における ICT 環境を整備することを目的とする。特に、小・中学校において、GIGA スクール※構想実現のために必要な各種環境を整え、未来の日本を担う子どもたちの教育の充実を図る。	教育研究課
学力向上推進事業	子どもたちの学習習慣の確立を図り、基礎学力の向上を目指すため、小学校において、放課後や長期休業日に、地域人材を活用した「たからづか寺子屋教室」を実施する。小・中学校において、学生等のスクールサポーター※を学校に配置し、児童生徒に対して、学習補充支援を行う。外国にルーツを持つ日本語が不自由な幼児児童生徒の学校園生活を支援し、日本語サポーターを派遣する。	学校教育課
図書活動推進事業	児童生徒の読書活動を推進するため、市内小・中学校に学校司書を配置し、またネットワークシステムを構築し、学校図書館の環境整備等を行う。	学校教育課
生命の尊さ講座事業	中学生が、今一度お互いの生命の尊さを認識できるように、産婦人科医、助産師、思春期保健相談士等による講演を実施する。子育て中の保護者の話を聞きながら、乳幼児と触れ合うことにより、生命の尊さを学び、自分を大切にするとともに、他人を思いやる気持ちを育てる「赤ちゃん、学校へ行こう！」を実施する。	学校教育課
生徒指導支援事業	児童生徒の非行防止や問題行動等への迅速かつ的確な対応・事後指導にあたる教師の生徒指導活動を支援する。生徒指導連絡協議会を開催し、情報共有を行うとともに青少年の健全育成にむけ研究協議を行う。	学校教育課 青少年センター
外国語活動推進事業	外国語指導助手（ALT）を学校園へ派遣するとともに、市内の中学生が日ごろの英語学習の成果を発表する英語祭を実施する。また、市内の小中学校において、授業等で諸外国とオンラインでの交流を実施し、異文化理解や英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組む。	教育研究課

### ※ OT

Occupational Therapy（作業療法士）の略。リハビリテーション分野の専門職。身体や精神に障害を持つ人が日常生活より自立して送ることができるよう、日常的な活動や作業を通じて機能回復や維持を支援する専門家。

### ※ GIGAスクール

1人1台の情報端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残されない、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するための構想。

### ※ ST

Speech-Language-Hearing Therapy（言語聴覚士）の略。言語、聴覚、発声、嚥下の障害を持つ人が、日常生活でのコミュニケーションや食事などをより円滑に行えるように治療や支援をする専門家。

### ※ スクールサポーター

児童生徒の基礎学力の向上を目的として、授業の補助にあたる。学校教員と同室で教職経験者や学生等が児童生徒支援を行う。

## ②社会教育の推進

### 【主な背景や課題】

・公民館や図書館は、全ての市民が学ぶことができる社会教育施設です。公民館では、その学習機能を生かし、子育てに関する講座や子どもと地域が触れ合う場の創出に取り組んでいるほか、図書館では、子どもにとって楽しい読書の場になるようなお話し会等を実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。また、子どもや保護者にとってより魅力的な施設になるよう、環境の整備についても取り組む必要があります。

社会  
教育課  
公民館  
図書館

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 公民館や図書館などの社会教育施設で子どもの成長に寄与できるような環境整備や事業の推進に取り組みます。また、公民館においては、地域、民間と連携した事業の推進、図書館においては、宝塚市子どもの読書活動推進計画の中心施設として関係各課と連携して、子どもの読書活動推進に取り組みます。

社会  
教育課  
公民館  
図書館

### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
社会教育推進事業	社会教育の振興に向けて、社会教育委員の会議で議論する。また、地域での社会教育活動の支援や振興を図るため、講座の開催、障碍（がい）者社会学級等の社会教育関係団体が実施する研修等を支援するなど、市民の学習機会の提供を行う。	社会 教育課
宝塚自然の家管理運営事業	自然との触れ合いを増やすことで宝塚自然の家の魅力をさらに引き出し、市民の利用促進を図り、西谷地域の活性化に向けて関係施設と連携を図る。	社会 教育課
公民館管理運営事業	市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を指定管理者と連携して行う。	公民館
中央図書館管理運営事業 西図書館管理運営事業	魅力ある図書館づくりを推進し、公共図書館として役割を果たすよう、幅広く資料を収集・整理・保存し、多種多様な市民の要求に応え、生涯学習を支援する図書館づくりに努める。	図書館
社会体育振興事業	市民スポーツ振興のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行っているスポーツ推進委員の活動の支援、姉妹都市である松江市と様々な種目でのスポーツ交流を行う宝塚市・松江市少年スポーツ交歓会及び生涯スポーツ交流会の開催等を行う。	スポー ツ振興 課
地域スポーツ活動支援事業	健康の維持とともに地域のコミュニケーションを図るため、子どもから高齢者までの世代が地域の小学校等の体育館や運動場でいろいろなスポーツを行う環境を整える。	スポー ツ振興 課
学校体育施設開放事業	市民のスポーツの振興に寄与するため、市立小学校の運動場・体育館及び市立中学校の体育館・武道場を市民のスポーツ、レクリエーション活動の場として広く開放する。	スポー ツ振興 課

### ③就学前教育・保育の充実

#### 【主な背景や課題】

- ・様々な就学前施設に所属する子どもの95%が、市立小学校に就学することから、就学前教育・保育の充実、就学前から義務教育への円滑な接続が重要となります。

幼児教育センター

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆（仮称）就学前教育・保育振興基本計画を策定し、本市の就学前教育・保育の充実を図ります。

幼児教育センター

#### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
私立幼稚園補助事業	幼児教育・保育の無償化実施のため、私立幼稚園に入園している児童の保育料について、施設等利用給付費を給付する。私立幼稚園の教職員の教育上の研究に対しての研修費及び私立幼稚園が実施する園児の健康管理に要する経費に対しての健康管理費を市内各私立幼稚園の設置者に補助する。
保幼小中連携教育推進事業	各小学校区を基盤に保幼小中の教職員が目指す子ども像を共有化し、子どもの発達の連続性を重視した、切れ目のない一貫した教育を行う。プロジェクト委員会で各ブロックの委員より地域の子どもの課題を出し合い連携の具体などを情報交換する場を設定する。宝塚市の子ども達の課題を明確にして、課題解決に向けた研修会を企画運営する。
学校教育推進事業	本市の幼児教育を推進するにあたり、保育・教育アドバイザーが就学前施設を訪問し、助言・アドバイスを行う。
幼児教育センター研究研修事業	市内の就学前施設の教職員を対象に、就学前教育・保育の質の向上を目指し、計画的に研修会を実施する。
西谷認定こども園管理運営事業	就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うため、市立西谷幼稚園に保育所機能を一体的に備え、西谷地域における0歳から就学前の保育に欠ける子どもを受け入れ、かつ、3歳児以上には西谷幼稚園と連携して幼稚園教育を実施する。

保育事業課

幼児教育センター

幼児教育センター

幼児教育センター

学事課

## ④子どもの人権擁護の推進

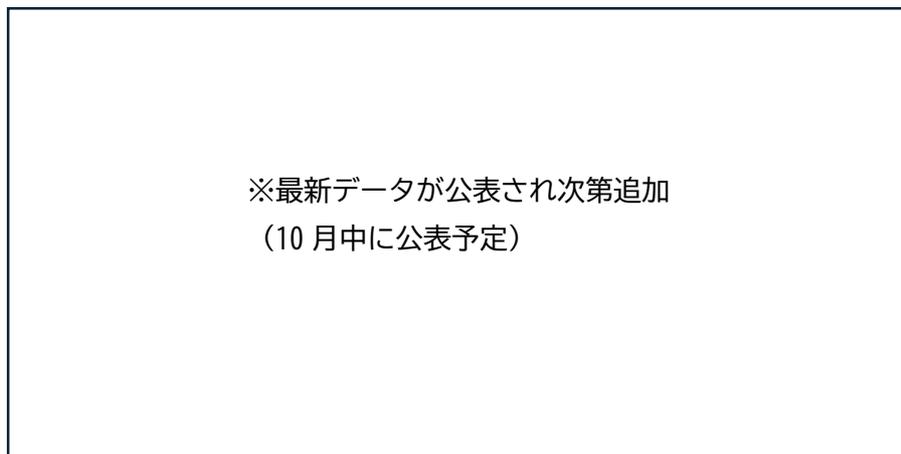
### 【主な背景や課題】

- ・不登校児童・生徒数は年々増加しており、不登校の未然防止や学校に行けない子どもの学びの場を確保するためのさらなる支援が必要です。
- ・子ども等の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、すべての子どもに「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」権利があることを知っていたかどうかについて、「あまり知らなかった」「知らなかった」と回答した小学生の割合は43.0%、中学生の52.6%と高い割合になっています。

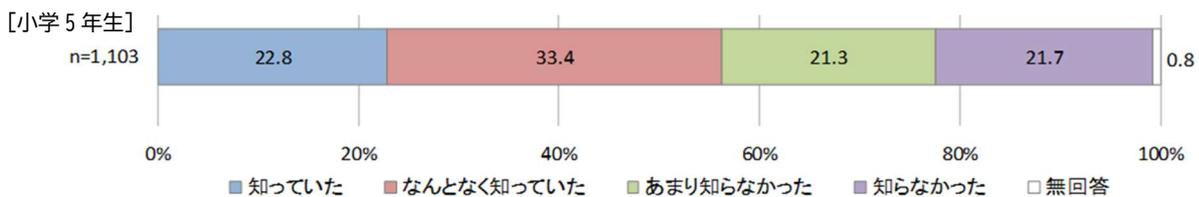
教育  
支援課

子ども  
政策課

### 小中学校の不登校児童・生徒数の推移



『宝塚市では、すべての子どもが元気に育つように、宝塚市子ども条例をつくっています。そして、その条例の中で、すべての子どもに「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」権利があることを記載しています。子どもにはこうした権利があることを知っていましたか』



出典：子ども等の意識や生活に関するアンケート調査（令和5年度）

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 別室登校指導員※による不登校の子どもへの支援について、小学校にも拡充し、支援の充実を図ります。
- ◆ 子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進を図ります。

教育  
支援課

子ども  
政策課

#### ※ 別室登校指導員

別室登校している不登校傾向にある生徒への指導や支援を行う指導員。主に中学校に配置をしている1日7時間配置の指導員を別室登校指導員と呼び、令和6年度から小学校に配置している1日4時間の勤務の指導員をAssistスタッフと呼ぶ。別室、Assistそれぞれ雇用条件や必須免許が異なる。

## 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
人権文化センター管理運営事業	すべての人々の人権が保障され、互いに尊び合うことのできる人権文化の創造と推進を図るため、その拠点施設として、各種講座の開講や人権講演会、人権学習会の実施により人権啓発及び様々な人権問題の解決に取り組む。	人権文化センター
子どもの権利サポート委員会事業	子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために市長の附属機関としての第三者機関を設置する。委員会が、子どもの権利に関する相談を受け、その救済を図るための調整・調査活動を行い、必要に応じて、市の機関・民間子ども施設及び市民等に対して是正勧告・改善要望や意見表明を行う。	子ども政策課
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策委員会の開催、研修等を実施する。	学校教育課
人権教育文化事業	仲間づくりを進めながら差別解消への意欲を高めるため、人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促す。また、自立心の向上を目指すため、子どもの自主的な学習への支援や保護者の教育相談の充実を図る。	学校教育課
子ども支援事業	一人ひとりの子どもが自分らしく安定した学校生活を送ることができるよう子ども支援サポーターを配置し、学校における居場所づくりや心理発達面に対する適切な支援を行う。学習面では学びのパートナーを配置し、学習理解の支援を行う。また、教員が多角的に子ども理解を深めるため、SC※等の専門家を派遣する。	教育支援課
教育相談事業	子どもの健やかで安心な生活を守るとともに、適応や発達面などの教育上の諸問題や心理的な問題に対応するため、保護者、子どもを対象に相談活動を行う。子どもの理解を深めるために、学校や関係機関と情報交換を行い、子どもや保護者が安全・安心で健やかな生活を送れるよう連携を図る。	教育支援課

### ※ SC

スクールカウンセラー。公立中学校等で子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることで、学校における教育相談体制の充実に資する「心の専門家」。

## 施策4 安全・安心の環境づくり

### ①子育てを支援する生活環境の整備

#### 【主な背景や課題】

- ・少子化・人口減少に直面し、少子化対策が急務となる中で、子育て世帯等が子どもを産み育てやすい住環境の整備が課題となっています。
- ・ベビーカーでの外出、子どもがぐずった時の対応等、乳幼児連れの親子は周りの目を気にして、安心して外出しにくいこともあります。市民が子育て家庭を温かく見守り、受け入れる姿勢や環境整備は重要であり、子育てに優しいまちづくりにつながります。

住まい  
づくり  
推進課

子ども  
家庭支  
援セン  
ター

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 子育て世帯や若者夫妻世帯に対する、市営住宅に当選する確率の優遇措置など引き続き子育て支援に取り組みます。
- ◆ 市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」について、引き続き設置箇所の増を図るとともに、イベントにおける「移動式赤ちゃんの駅」のテントの貸し出しの普及を図ります。

住まい  
づくり  
推進課

子ども  
家庭支  
援セン  
ター

#### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
市営住宅管理事業	指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用しつつ、社会情勢の変化（単身者・高齢者の増加等）や様々な市民ニーズに応じた市営住宅の管理運営を行う。
ノンステップバス購入助成事業	バス事業者が市内バス路線を運行する車両の更新を行う際にノンステップバスの導入を推進するため購入補助を行う。
道路バリアフリー化整備事業	道路バリアフリー化事業（線的整備）計画に基づき、路線的なバリアフリー化工事を実施する。

住まい  
づくり  
推進課

交通  
政策課

道路  
管理課

## ②子どもの安全・安心の確保

### 【主な背景や課題】

- ・市内の未就学児から中学生において、オンラインゲームでの課金や動画のライブ配信時の投げ銭など、インターネット関連の高額な金銭トラブルの相談が数多く寄せられており、若い年代からの消費者教育が必要となっています。
- ・コミュニケーションツールとして多くの子どもたちが利用しているスマートフォンやインターネットの利用方法について、情報モラルの学習の徹底を図る必要があります。

消費生活センター

学校教育課

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止に引き続き取り組みます。
- ◆ スマートフォンやインターネットの利用方法について、学校において情報モラルの学習に引き続き取り組みます。

消費生活センター  
学校教育課

### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
交通安全対策事業	市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に向けた交通安全啓発を実施する。
防犯事業	アトム110番連絡車の運用、地域防犯グループの活動支援、「アトム110番パトロール車」での小学校下校時巡回等を実施する。
地域防災力アップ事業	地域による主体的な防災・減災の取組を支援してまちの防災力向上を目指す。
消費者教育・啓発事業	放課後児童クラブ等において、若年層を対象としたインターネットトラブルを含む消費者被害防止に関する出前講座やチラシの配布を行うなど、被害防止対策として情報提供及び啓発の推進を図る。
学校園安全推進事業	子どもの安全を守るため、地区の防犯及び交通危険箇所情報を表示したWeb版すみれ子ども安全マップをホームページ上で公開している。また、小学校の新入生及び転入生に防犯ブザーを無償貸与する。

防犯交通安全課

防犯交通安全課

総合防災課

消費生活センター

学校教育課

## 施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

### ①家庭教育及び地域による子育て支援の推進

#### 【主な背景や課題】

- ・社会全体が少子化、核家族化、地域との関わりが希薄化している中、昨今の子育て事情を踏まえ、子育てを経験した方や地域の中で子育てを応援したい方が、自主的に活動できる基盤づくりが求められています。
- ・少子高齢化社会の中、世代間を超えた交流活動の多様化や活発化が課題となっています。シニア世代の力を子育て家庭への支援につなげることで、子育て家庭がシニア世代を理解することで、双方にメリットが生まれ、互いの生活を豊かにすることにつながります。
- ・少子化により、各学校においても部活動数や部員数が減少しています。また、一部の部活動では、競技等の経験がない教員が顧問となっており、専門的な指導が難しい状況です。生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなっており、学校単位での部活動の維持が困難な状況になっています。この他、休日も含めた部活動の指導や大会等への引率、運営への参画が求められており、顧問を務める教員の時間外勤務の増大をはじめとする業務負担が社会的な課題となっています。

子ども  
家庭  
支援  
セン  
ター

子ども  
家庭  
支援  
セン  
ター

学校  
教育  
課

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを引き続き推進します。
- ◆ シニア世代と子育て世代との交流や触れ合いの機会や場の創出に取り組みます。
- ◆ 子どもたちの活動の機会を確保し、持続可能な地域スポーツクラブ・文化芸術環境の整備に取り組みため、部活動の地域移行を推進します。

子ども家庭  
支援センター

子ども家庭  
支援センター

学校  
教育  
課

#### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
自治会活動支援事業 コミュニティ活動支援事業	自治会及びまちづくり協議会の活動を支援することで、各団体が実施する行事等を通して、保護者同士・地域住民との交流の機会の創出を推進する。
食育推進事業	食育の啓発を推進するため、多様な関係団体と連携しながら、食育のパネル展や体験イベント、料理教室の開催、のぼりや横断幕の設置などを実施する。
家庭教育推進事業	少子化、核家族化、高齢化など急激な社会の変化とともに、地域や家庭の教育力が低下し、様々な問題が生じていることから、身近な地域の児童館等を活用して学習機会の提供を行う。
地域学校連携協働推進事業	学校が保護者と地域が参加する学校運営協議会を設置し、子どもたちが抱える課題や家庭、地域社会が抱える課題について地域ぐるみで議論する。伝統文化や昔の遊び、専門的なクラブ活動等、学校だけでなく市立幼稚園でも地域の方に「みんなの先生」として活動していただき、効率的な教育活動を行う。
学校支援地域本部事業	教員が子どもと向き合う時間を拡充するとともに、地縁的なつながりの希薄化などによる低下が指摘される「地域の教育力」を活性化するため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを整備する。

市民  
協同  
推進課

健康  
推進課

子ども  
家庭  
支援  
セン  
ター

学校  
教育  
課

社会  
教育課

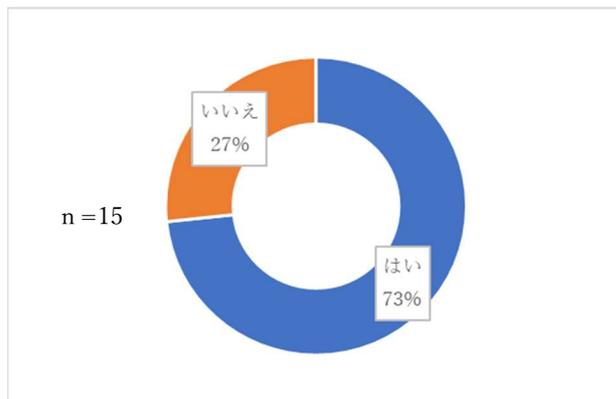
## ②情報提供の推進

### 【主な背景や課題】

- ・子育て分野におけるICT等の活用促進の取組として、子育て世代にとって利用しやすいSNS等を活用し、地域の子育て支援等に関する各種情報をプッシュ型で配信することが求められています。

子ども  
政策課

市が発信する情報について、「発信されたことが分からない」と感じたことはありますか？



情報発信されたことが市民に広く伝わるための改善点や案があれば教えてください。(主な意見)

- ・インスタなどの活用。 ・ SNS での発信。
- ・ LINE 配信はとても良いと思います。忘れていても再度配信されることで情報にふれることができるため。紙媒体だけではなかなか周知されないこともあると思うので。
- ・高齢者向け、子育て向けと市民のニーズに合う情報だけを送って頂きたいです。
- ・もっと市民(若者)が興味を持つような面白いことをやると、自然に広く伝わると思う。

出典：令和6年度広報モニターアンケート（1回目）（令和6年6月）

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ SNS等の活用により、子育て支援等に関する情報発信の強化を図ります。

子ども  
政策課

### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
広報事業	広報誌や市ホームページ、広報板、SNSなどの媒体を活用する他、報道機関への情報提供を通して、市民との市政情報の共有を図るとともに広く市の魅力発信を行う。
コミュニティー・FM放送事業	コミュニティFMの特性である、災害緊急情報や行政・文化・市民活動など地域に密着したきめ細かな情報発信ができる強みを生かした広報活動により、市民との情報共有を図り、市政への関心を高め、協働のまちづくりに繋げる。

広報課

広報課

## 施策6 子ども・若者の社会参加の促進

### ①居場所や遊び場、体験・学習機会の充実

#### 【主な背景や課題】

- ・国が、令和5年（2023年）12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。子どもの多様な居場所づくりの緊急性と重要性が増しており、充実が求められています。 各課
- ・「楽しく生活するってどんなこと？」をテーマとした子ども・若者ワークショップにおいて、遊びや体験活動に関する意見が特に多くありました。遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であり、更なる充実が求められています。 各課
- ・公園のさらなる利活用に向け、宝塚市パークマネジメント計画等審議会において、モデル公園区の選定方法、モデル事業の実施にあたっての進め方について検討している状況です。モデル事業については、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら進めていくこととしており、地域の参画意欲を向上させる取組が重要です。 公園  
河川課



子ども・若者ワークショップ（令和6年（2024年）2月18日開催）

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、市民団体等との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実を図ります。 各課
- ◆ 市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組めます。 各課
- ◆ パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図ります。 公園  
河川課

※子どもの居場所については、P14の「三層構造による子育て支援・子どもの居場所の展開図（イメージ）」を参照

## 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要	
公園維持管理事業	既設公園の清掃・除草・植栽管理及び修繕、街路樹や公共施設などの植栽の維持管理を行う。公園アドプト制度※による協働を推進する。	公園 河川課
既設公園整備事業	公園施設長寿命化計画に基づく遊具更新や、地域ニーズに合った公園整備を行うため遊具新設事業及び公園リノベーション事業等を実施する。	公園 河川課
児童館運営事業 (子どもの居場所づくり)	地域児童館・子ども館を遊びを通じた体験のできる子どもたちの居場所として運営する。また、中学生、高校生等の居場所で地域児童館の統括機能を併せ持つ大型児童センターを運営する。	子ども 家庭支 援セン ター
思春期ひろば事業	不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者が気軽に集うことのできる居場所を開設する。日頃の悩みを打ち明け、思いを共有できる保護者等の相談会を実施する。当事者が家から出るきっかけとなるよう、インターネットを活用した情報発信をする。	アフタ ースク ール課
青少年音楽活動推進事業	音楽を通しての青少年の情操教育、異年齢の仲間づくりを目的とした青少年の健全育成を図ることを目的に少年少女音楽隊・バトン隊を結成し、青少年の音楽活動を推進している。	アフタ ースク ール課
環境推進事業	市民や事業者に対し、環境フォーラムやE C O講座の開催、小学校や地域における環境学習の充実を通して、環境安全の推進を担う人材の育成を行う。	環境 エネ ルギー課
トライやる・ウィーク推進事業	心の教育を確実に推進するため、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援する。また、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図るため、多様な社会体験活動を実施する。	学校 教育課
小学校体験活動事業	人や自然、地域社会とふれあい、生命に対する畏敬の念、感動する心、社会性を育む。環境体験として、地域の自然に出かけ、地域の人々の協力を得て、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ。自然学校を実施し、長期宿泊の体験を通して、豊かな感性や社会性を育む。	学校 教育課

### ※ 公園アドプト制度

平成 19 年より開始した制度で、市と地域団体等が公園の管理に関する協定を締結し、公園の管理を市と協働で実施する制度。団体が行う公園内の清掃や除草等の活動に対して市から団体に報奨金を支払う。

## ②参加型のまちづくりの推進

### 【主な背景や課題】

- ・高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査の結果によると、「宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会があると感じているか」という質問に対し、若者世代（18～29歳）では「感じていない」、「どちらかといえば感じていない」と回答した方の割合が81.5%と高くなっています。若者の意見表明の場を設け、市がその意見を聴いて施策に反映させる仕組みづくりや若者の社会参画を促進する取組を検討する必要があります。
- ・こども基本法において、子ども施策を策定、実施、評価するにあたって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方自治体に義務付けられています。本市で制定した子ども条例の趣旨も踏まえ、子どもの社会参加を一層促進する必要があります。

子ども  
政策課

子ども  
政策課

### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

- ◆ 若者の意見を反映させる仕組みづくりについて検討を進めるとともに、若者の社会参画を促進する取組についても検討を進めます。
- ◆ 市政への提案を発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を引き続き実施し、子どもの意見について、市政への反映を図ります。

子ども  
政策課

子ども  
政策課

### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
子ども議会事業	将来の宝塚市を担う小学生、中学生、高校生及び特別支援学校生が、子どもの立場からまとめた質問や提案を議場で発表し、市長・教育長が答弁を行う。
20歳のつどい事業	年度内に20歳となる市民を対象に成人の日に「20歳のつどい」と称して実施する。市内または近隣氏在住の対象者で構成する「20歳のつどい企画委員会」の委員と共に企画立案を行う。

子ども  
政策課

社会  
教育課

### ③自立と就労支援

#### 【主な背景や課題】

・自室から出ない、家族以外と関わりがないといった状態が長期化すると、社会的に自立することが困難となる可能性が高まります。可能な限り早期的に社会との関わりを実現することが課題です。

せい  
かつ  
支援  
課

#### 【主な取組事項（新規・拡充等）】

◆ ひきこもりに関する取組について広報し、イメージを持ちやすくすることで相談を検討している当事者や家族の不安軽減の一助とします。また、関係機関等と連携しながら有効なひきこもり支援について研究します。

せい  
かつ  
支援  
課

#### 【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
生活困窮者自立支援事業	困窮状態から早期に脱却し自立できるよう、複合的な課題を抱え制度狭間に置かれた生活困窮者に対する包括的・総合的な支援として、生活困窮者自立相談支援事業・就労準備支援事業等を一体的に実施する。
就労支援事業	ハローワークや地域若者サポートステーション、民間事業者と連携し、就職を希望する人や、就労にあたり何らかの困難を抱える人を対象とした支援を実施する。
ワークサポート宝塚運営事業	兵庫労働局、西宮公共職業安定所と共同で開設したワークサポート宝塚において、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求人検索機による求人情報の提供等を実施する。
母子等福祉総務事業	ひとり親家庭等の経済的な安定と自立を支援するため、相談及び就労支援を目的とした給付金の支給を行う。
青少年育成事業	市内中学校区ごとに市民に対する青少年健全育成に関する啓発活動や青少年育成活動に地域ぐるみで取り組む「中学校区青少年育成市民会議」を組織し、青少年育成活動を実施する。
青少年補導事業	青少年の健全育成・非行防止を目指し、関係機関等と連携し、青少年補導委員による街頭補導、青少年センター職員による街頭補導、アトム110番連絡所事業、小学校下校時刻に合わせた下校パトロールを行う。
青少年相談事業	ケース会議に出席し、関係機関との連携による継続指導を行う。子どもの心を理解する講座を開催する。

せい  
かつ  
支援  
課

商工  
勤労課

商工  
勤労課

子育て  
応援課

アフター  
スクール課

青少年  
センター

青少年  
センター

## 成果指標の設定

以下のとおり施策ごとに成果指標を設定し、5年ごとに評価を行います。

アンケートによる指標		現状値 (R5年度)	めざす 方向性
<b>&lt;施策1&gt; すべての子どもと家庭への支援</b>			
①	「宝塚市は子育てがしやすいまちだと思う」と答えた人の割合 就学前児童保護者	47.0%	↗
②	「子育てに関する相談がしやすい」と答えた人の割合 就学前児童保護者	16.9%	↗
③	「子育てに負担を感じることもある」と答えた人の割合 就学前児童保護者	68.4%	↘
<b>&lt;施策2&gt; 子育てと仕事の両立支援</b>			
④	「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」について、「子どもの面倒を見てくれる保育所、放課後児童クラブに入所することができない」と答えた人の割合 就学前児童保護者	11.3%	↘
<b>&lt;施策3&gt; 教育環境の整備</b>			
⑤	「教育環境が充実している」と答えた人の割合 小学1～3年生保護者	20.1%	↗
⑥	「今のあなたにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）」の一つとして、「学校」と答えた人の割合 中学2年生	15.5%	↗
<b>&lt;施策4&gt; 安全・安心の環境づくり</b>			
⑦	「子どもに対する犯罪や事故が少ない」と答えた人の割合 就学前児童保護者	26.6%	↗
⑧	「これまでにインターネットを利用して困ったことや嫌なことはない」と答えた人の割合 中学2年生	86.1%	↗
<b>&lt;施策5&gt; 家庭や地域の子育て力・教育力の向上</b>			
⑨	「子どもの教育に関して悩んだり、気にしたりしている」と答えた人の割合 小学1～3年生保護者	65.0%	↘
⑩	「地域で子育てを温かく見守る雰囲気がある」と答えた人の割合 就学前児童保護者	29.2%	↗
<b>&lt;施策6&gt; 子ども・若者の社会参加の促進</b>			
⑪	「宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会があると感じている」と答えた人の割合 若者	17.6%	↗
⑫	「気軽に利用できる遊び場が整っている」と答えた人の割合 小学1～3年生保護者	21.7%	↗
⑬	「宝塚市が好き」と答えた人の割合 中学2年生	88.2%	↗

出典：①②③④⑤⑦⑨⑩⑫ 子育て支援に関するアンケート調査報告書（令和5年度）  
 ⑥⑧⑬ 子ども等の意識や生活に関するアンケート調査報告書（令和5年度）  
 ⑪ 高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査報告書（令和5年度）

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業※」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされており、本章では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域を設定するとともに、「量の見込み（需要量）」と「確保方策（供給量）」を定めます。

なお、提供区域は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案して、設定することとされています。

【参考：宝塚市の0～17歳の推計人口】

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
1歳	1,217	1,224	1,171	1,149	1,073
2歳	1,385	1,241	1,235	1,171	1,132
3歳	1,513	1,409	1,236	1,220	1,143
4歳	1,567	1,524	1,394	1,222	1,200
5歳	1,687	1,559	1,513	1,378	1,206
6歳	1,887	1,704	1,565	1,505	1,366
7歳	1,932	1,873	1,688	1,548	1,489
8歳	1,962	1,917	1,862	1,677	1,538
9歳	2,010	1,951	1,905	1,850	1,668
10歳	1,997	1,991	1,932	1,885	1,837
11歳	2,138	1,986	1,982	1,923	1,877
12歳	2,107	2,118	1,961	1,966	1,905
13歳	2,107	2,090	2,102	1,951	1,951
14歳	2,160	2,087	2,074	2,086	1,937
15歳	2,171	2,139	2,073	2,062	2,073
16歳	2,173	2,153	2,112	2,053	2,045
17歳	2,199	2,167	2,147	2,107	2,049
計	33,416	32,288	31,085	29,833	28,541

注：令和6年3月31日までの人口統計データ(極めて少数である地区に関して秘匿したもの)を基に「コーホート変化率法」を使用し、推計しています。

推計にあたっては、町丁目毎の年齢別将来人口を市全体で集計するなど、市独自に算出したものであり、他の研究機関等による推計人口と異なる場合があります。

### ※ 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、市町村が実施することとされている事業。  
(本計画書P45～58に本市の取組を記載)

# 1. 教育・保育

## (1) 提供区域

市内において、地域ごとに児童数の増減傾向や教育・保育施設の立地状況、利用実態等に大きくばらつきが見られるため、児童数の動向や施設立地状況等を市の全域で補完することとし、市全域を1つの区域とします。

## (2) 量の見込みと確保方策

- 量の見込みについて、国が示した所定の算出方法（国の手引き）に従い、アンケート調査を基に算出しましたが、現在の利用実績と乖離した部分があったことから、次のとおり補正を行いました。
  - ・ 0歳児の量の見込みについては、アンケート調査において、0歳児の産前産後休業・育児休業中と回答した方は、保育を利用しないため、算出の対象外としました。
  - ・ アンケート調査の結果から見込まれる1歳以降の保育ニーズの上昇を勘案して保育利用率を補正しました。2歳時点で保育を利用する方は、3歳になった後も引き続き保育を利用すると考えられますが、令和10年度以降、3～5歳の2号認定の利用率が前年度の2歳児の保育利用率を下回るため、3～5歳の2号認定の利用率を前年度の2歳児の保育利用率に対応させることとしました。
- 確保方策については、令和7年度以降についても保育所等定員の弾力運用を活用し、各年度・各認定区分とも量の見込みに対する受入枠を確保します。

		令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）							
		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定			
		3～5歳		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		3～5歳		0歳	1歳	2歳
		認定こども園 幼稚園	幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所		認定こども園 幼稚園	幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所					
①量の見込み (保育利用率)		1,488	463	2,493	269	742	845	1,447	436	2,349	259	759	769		
		(31.2%)	(9.7%)	(52.3%)	(22.3%)	(61.0%)	(61.0%)	(32.2%)	(9.7%)	(52.3%)	(22.4%)	(62.0%)	(62.0%)		
		(40.9%)			(48.8%)			(41.9%)			(49.4%)				
確保方策	特定教育・ 保育施設※	認定こども園	425	111	0	24	40	446	723	81	182	232			
		保育所	2,382		269	637	714	1,626		178	479	489			
		幼稚園	344			324									
	特定地域型 保育事業※	小規模保育事業所※	0		31	30	0		31	30					
	その他	新制度に移行 しない幼稚園※	1,182		1,113										
企業主導型保育 地域枠※		0		0	21	18	0		0	21	18				
認可外保育施設 (指定保育所※)		0		0	29	43	0		0	46	0				
②計		1,951	2,493	269	742	845	1,883	2,349	259	759	769				
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

### ※ 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度に基づく給付を受ける施設として、市が確認する幼稚園、保育所、認定こども園。

### ※ 小規模保育事業所

保育士の職員配置や設備等について、認可保育所とほぼ同じ基準で保育の運営を行う、乳幼児（0～3歳未満児）を対象とした、定員が6人以上19人以下の保育事業所。

### ※ 企業主導型保育（地域枠）

企業が内閣府から助成を受けて運営を行う、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するための保育施設において、地域住民が利用可能な枠。

### ※ 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づく給付を受ける事業所として、市が確認する事業所が実施する地域型保育事業（0～3歳未満の乳幼児を対象とした定員19人までの保育事業）。

### ※ 新制度に移行しない幼稚園

子ども・子育て支援新制度に移行せず、市町村からの給付を受けるための市の確認を受けない私立幼稚園。

### ※ 指定保育所

市が定める一定の基準を満たし、市が指定、助成を行う認可外保育所。

		令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)							
		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定			
		3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳	3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳
		認定こども園 幼稚園	幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所			認定こども園 幼稚園	幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所				
①量の見込み (保育利用率)		1,338	402	2,167	253	749	790	1,237	371	2,073	243	747	761		
		(32.3%)	(9.7%)	(52.3%)	(22.3%)	(64.0%)	(64.0%)	(32.4%)	(9.7%)	(54.3%)	(22.5%)	(65.0%)	(65.0%)		
		(42.0%)			(50.6%)			(42.1%)			(51.5%)				
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	415	667	79	182	232	386	638	72	182	232			
		保育所	1,500		174	479	522	1,435		171	479	499			
		幼稚園	299						275						
	特定地域型 保育事業	小規模保育事業所				31	30			0	31	30			
		新制度に移行 しない幼稚園	1,026						947						
	その他	企業主導型保育 地域枠			0	0	21	6			0	0	21	0	
認可外保育施設 (指定保育所)				0	0	36	0			0	0	34	0		
②計		1,740	2,167	253	749	790	1,608	2,073	243	747	761				
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

		令和11年度(2029年度)						
		1号認定		2号認定		3号認定		
		3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳
		認定こども園 幼稚園	幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園、保育所			
①量の見込み (保育利用率)		1,153	345	1,961	235	715	754	
		(32.5%)	(9.7%)	(55.3%)	(22.3%)	(66.6%)	(66.6%)	
		(42.2%)			(52.3%)			
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	362	605	70	182	232	
		保育所	1,356		165	479	492	
		幼稚園	256					
	特定地域型 保育事業	小規模保育事業所			0	31	30	
		新制度に移行 しない幼稚園	880					
	その他	企業主導型保育 地域枠			0	0	21	0
認可外保育施設 (指定保育所)				0	0	2	0	
②計		1,498	1,961	235	715	754		
②-①		0	0	0	0	0		

乳児等通園支援※に関する量の見込み・確保方策に関して、  
国の新たな手引きが出次第、掲載予定。

※ 乳児等通園支援

保育所等に通っていない乳幼児(0~3歳未満児)を対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業※

### (1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、妊婦及びその配偶者に対し、教育・保育施設や子育て支援に関する情報提供・相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。以下の4類型に分類されます。

- ・基本型：教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供を行うほか、関係機関との連絡調整等を行う。
- ・特定型：市の窓口において、子育て支援施設や事業を円滑に利用できるよう情報提供等を行う。
- ・こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携して、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、相談・支援等を行う。
- ・妊婦等包括相談支援事業型：主に妊婦及びその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

#### 【実施施設等】

- ・特定型：市役所本庁舎
- ・こども家庭センター型：健康センター、たからっ子総合相談センター「あのね」

新たな類型として、「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されたため、量の見込み・確保方策については、国の新たな手引きが出次第、掲載予定。

※ 地域子ども・子育て支援事業

P42 参照

## (2) 時間外保育事業

保育認定を受け、保育所等に入所している子どもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

### 【実施施設等】

認可保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所※

#### ①提供区域

教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育と同様、市全域を1つの区域とします。

#### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の利用実績や働き方の多様化等によるコロナ禍以降のニーズの減少を勘案して算出しました。
- ・確保方策について、必要性を満たす希望者はすべて受け入れていること、量の見込みが認可保育施設等の施設定員の範囲内であることから、確保方策は量の見込みと同数にしました。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	394	361	331	304	279
確保方策	394	361	331	304	279

※ 小規模保育事業所

P43 参照

### (3) 放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場として、小学校の余裕教室等で放課後児童クラブ(公営の地域児童育成会※・民営の放課後児童クラブ)を開設し、健全な育成を図る事業です。

#### 【実施施設等】

公営：市立小学校、民営：各小学校区内施設

#### ①提供区域

利用の実態に合わせ、小学校区を区域とします。

#### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の保育所入所者数や地域児童育成会への申込数を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、低学年の待機児童対策を優先的に各校区の実情に合わせて策を講じ、対応していきます。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,633	2,618	2,532	2,465	2,442
1年生	847	812	752	764	786
2年生	781	792	757	702	711
3年生	638	650	659	628	582
4年生	255	255	256	263	249
5年生	88	82	84	83	87
6年生	24	27	24	25	27
確保方策	2,398	2,495	2,532	2,465	2,442

※ 地域児童育成会

P26 参照

■ 量の見込みと確保方策（学校ごと・学年ごと）

		低学年（1年生～3年生）					高学年（4年生～6年生）					合計				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市域	量の見込み	2,266	2,254	2,168	2,094	2,079	367	364	364	371	363	2,633	2,618	2,532	2,465	2,442
	確保方策	2,189	2,214	2,168	2,094	2,079	209	281	364	371	363	2,398	2,495	2,532	2,465	2,442
良元小	量の見込み	68	67	79	83	88	19	16	11	15	15	87	83	90	98	103
	確保方策	68	67	79	83	88	12	13	11	15	15	80	80	90	98	103
仁川小	量の見込み	141	135	132	124	131	13	14	15	20	14	154	149	147	144	145
	確保方策	110	135	132	124	131	0	14	15	20	14	110	149	147	144	145
未成小	量の見込み	83	101	80	72	60	10	13	19	17	22	93	114	99	89	82
	確保方策	83	101	80	72	60	10	13	19	17	22	93	114	99	89	82
光明小	量の見込み	45	40	36	43	50	5	7	10	7	6	50	47	46	50	56
	確保方策	45	40	36	43	50	5	7	10	7	6	50	47	46	50	56
高司小	量の見込み	58	61	60	52	54	12	11	13	12	11	70	72	73	64	65
	確保方策	58	61	60	52	54	12	11	13	12	11	70	72	73	64	65
未広小	量の見込み	74	69	55	60	59	20	15	17	15	11	94	84	72	75	70
	確保方策	74	69	55	60	59	6	11	17	15	11	80	80	72	75	70
宝塚第一小	量の見込み	190	197	200	182	170	30	28	25	30	30	220	225	225	212	200
	確保方策	185	185	200	182	170	0	0	25	30	30	185	185	225	212	200
西山小	量の見込み	124	125	103	98	90	21	15	15	14	13	145	140	118	112	103
	確保方策	124	125	103	98	90	21	15	15	14	13	145	140	118	112	103
逆瀬台小	量の見込み	46	47	57	53	51	10	9	5	10	10	56	56	62	63	61
	確保方策	46	47	57	53	51	10	9	5	10	10	56	56	62	63	61
すみれが丘小	量の見込み	36	39	36	30	29	11	7	5	6	8	47	46	41	36	37
	確保方策	36	39	36	30	29	11	7	5	6	8	47	46	41	36	37
宝塚小	量の見込み	191	189	182	170	167	24	30	28	26	28	215	219	210	196	195
	確保方策	191	189	182	170	167	4	30	28	26	28	195	219	210	196	195
売布小	量の見込み	141	132	129	113	99	20	18	14	19	15	161	150	143	132	114
	確保方策	138	132	129	113	99	0	6	14	19	15	138	138	143	132	114
小浜小	量の見込み	99	102	93	83	77	15	18	22	21	22	114	120	115	104	99
	確保方策	80	102	93	83	77	0	8	22	21	22	80	110	115	104	99
美座小	量の見込み	61	59	58	53	50	11	14	12	12	13	72	73	70	65	63
	確保方策	61	59	58	53	50	11	14	12	12	13	72	73	70	65	63
安倉小	量の見込み	94	97	89	95	94	8	6	8	8	8	102	103	97	103	102
	確保方策	94	97	89	95	94	8	6	8	8	8	102	103	97	103	102
安倉北小	量の見込み	67	70	81	92	103	12	15	12	14	17	79	85	93	106	120
	確保方策	67	70	81	92	103	12	10	12	14	17	79	80	93	106	120
長尾小	量の見込み	216	199	187	202	217	43	38	36	30	27	259	237	223	232	244
	確保方策	216	199	187	202	217	33	38	36	30	27	249	237	223	232	244
長尾南小	量の見込み	155	168	163	164	162	19	17	18	21	24	174	185	181	185	186
	確保方策	140	140	163	164	162	0	0	18	21	24	140	140	181	185	186
丸橋小	量の見込み	73	63	64	64	68	11	17	14	13	13	84	80	78	77	81
	確保方策	73	63	64	64	68	7	17	14	13	13	80	80	78	77	81
長尾台小	量の見込み	54	58	58	54	47	6	8	10	11	12	60	66	68	65	59
	確保方策	54	58	58	54	47	6	8	10	11	12	60	66	68	65	59
中山台小	量の見込み	95	91	92	82	86	20	18	20	20	16	115	109	112	102	102
	確保方策	95	91	92	82	86	20	18	20	20	16	115	109	112	102	102
山手台小	量の見込み	144	136	127	116	116	26	28	33	30	27	170	164	160	146	143
	確保方策	140	136	127	116	116	20	24	33	30	27	160	160	160	146	143
西谷小	量の見込み	11	9	7	9	11	1	2	2	0	1	12	11	9	9	12
	確保方策	11	9	7	9	11	1	2	2	0	1	12	11	9	9	12

## (4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、市の指定している児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。

### 【実施施設等】

市の指定する児童養護施設等

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績とアンケート調査の結果等から見込まれる潜在的ニーズを勘案して算出しました。
- ・確保方策については、指定施設の追加や、委託先として里親の活用など、引き続き量の見込みに対応できるよう、提供体制の強化に努めます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	184	184	184	184	184
確保方策	184	184	184	184	184

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、0歳児の推計人口と同数としました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	対象者数	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
	訪問人数	1,204	1,155	1,133	1,080	1,052
確保方策 (実施体制)		27	27	27	27	27
		実施機関：宝塚市（保健師・助産師） 委託団体等：個人（保健師・助産師）				

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な子どもや妊産婦等のいる家庭を訪問し、相談・助言等の支援を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と0歳児の推計人口を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		1,324	1,278	1,258	1,208	1,182
確保方策 (実施体制)		307	307	307	307	307
		実施機関：宝塚市（家庭相談員・保健師・助産師） 委託団体等：個人（保健師・助産師）、民生委員・児童委員				

## (7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互交流や子育ての相談等ができる場所（子育てひろば）を提供する事業です。

### 【実施施設等】

- ・きらきらひろば（フレミラ宝塚内）・児童館・子ども館
- ・地域子育て支援センター「すこやか」（わかかさ保育所内）・「すくすく」（米谷保育所内）
- ・やまぼうし子育てひろば（やまぼうし保育園内）

### ①提供区域

地域児童館・子ども館を拠点とした子育て支援を進める本市の実情に応じて、7ブロックを区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、出前児童館等のソフト事業の充実により、引き続き場所の確保を図ります。

ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（単位：人）	43,998	39,649	35,966	32,834	30,159
第1	6,236	5,304	4,511	3,837	3,263
第2	4,198	3,762	3,372	3,022	2,709
第3	11,509	10,413	9,421	8,524	7,712
第4	6,135	4,729	3,646	2,811	2,167
第5	7,584	7,713	7,845	7,979	8,115
第6	5,629	5,333	5,052	4,786	4,534
第7	2,707	2,395	2,119	1,875	1,659
確保方策（単位：か所）	13	13	13	13	13
第1	2	2	2	2	2
第2	1	1	1	1	1
第3	2	2	2	2	2
第4	2	2	2	2	2
第5	2	2	2	2	2
第6	3	3	3	3	3
第7	1	1	1	1	1

## (8-1) 一時預かり事業 (幼稚園型)

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間を超え、延長して子どもを預かる事業です。

### 【実施施設等】

公私立幼稚園・認定こども園

#### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

#### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、公私立幼稚園での預かり保育を引き続き実施します。
- ・市内の私立幼稚園について、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している施設はないことから、市民の市外施設における利用のみを対象としています。  
今後、市内の私立幼稚園が同事業を実施する場合は、量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

単位：人日(年間延べ日数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	20,080	20,519	20,968	21,428	21,899
確保方策	20,080	20,519	20,968	21,428	21,899

## (8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業〔就学前〕

保護者の出産やリフレッシュ、短期のパートタイム就労等、子育て家庭のニーズに合わせて保育所等で就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

### 【実施施設等】

公私立保育所、宝塚市ファミリーサポートセンター

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、アンケート調査の結果によるニーズ量推計と過去の実績を勘案して算出しました。  
また、共働き世帯が増えていることから、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）による保育所等の保育開始前・終了後の子どもの預かりや、保育所等の送迎などのニーズが高水準を維持する見込みであり、それらのニーズも勘案しました。
- ・確保方策については、保育所等における一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業により確保を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター事業については、引き続き会員を確保しながら対応していきます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	19,977	19,977	19,977	19,977	19,977
確保方策	19,977	19,977	19,977	19,977	19,977
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
子育て援助活動支援事業 〔就学前〕	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977

## (9) 病児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

### 【実施施設等】

病児保育室

#### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

#### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者が減少していましたが、同感染症の5類移行に伴い、令和5年度から利用者数が回復傾向にあるため、コロナ禍以前の利用者数に回復することを見込み、前計画と同数としました。
- ・確保方策については、市内2か所で実施する病児保育施設により、確保を図ります。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,814	1,814	1,814	1,814	1,814
確保方策	1,814	1,814	1,814	1,814	1,814
箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
定員	12人	12人	12人	12人	12人

## (10) 子育て援助活動支援事業〔就学後〕

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業です。（ファミリーサポートセンター事業）

#### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

#### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、共働き世帯が増えていることから、放課後児童クラブ（地域児童育成会※・民間放課後児童クラブ※）への送迎やその前後の子どもの預かりに対するニーズが増加する見込みであり、それらのニーズと過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、引き続き会員を確保しながら対応していきます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535
確保方策	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535

※ 地域児童育成会  
P26 参照

※ 民間放課後児童クラブ  
P26 参照

## (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。(健康診査は医療機関で行われ、最大14回分を市が助成しています。)

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と0歳児の推計人口を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制を確保します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	助成券申請者数	1,310人	1,261人	1,239人	1,186人	1,158人
	助成実人数	1,801人	1,765人	1,730人	1,695人	1,661人
	健診回数	14,672回	14,123回	13,877回	13,283回	12,970回
確保方策	実施場所	病院、診療所、助産所				
	実施体制	4人				
	実施医療機関数	212機関				
	検査項目	定期検査・血液検査・超音波検査など				
	実施時期	・6か月まで 4週間に1回 ・9か月まで 2週間に1回 ・10か月以降 1週間に1回				

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加費用、副食材料費等の一部を助成する事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き適正に助成を行います。

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	105	105	105	105	105
確保方策	105	105	105	105	105

※ 特定教育・保育施設

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への新規参入事業者に対する相談・助言等を行う巡回支援や、幼児教育・保育無償化の対象外の施設に在籍する児童の保護者へ利用料の一部を助成する事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについて、新設参入事業者への巡回支援は、新設した認可保育所等の設置箇所数としました。

幼児教育・保育無償化の対象外施設の利用料助成は、過去の実績を勘案して算出しました。

- ・確保方策について、新設参入事業者への巡回支援は、新設園の事業の開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保が図られるよう、引き続き支援を行います。

幼児教育無償化の対象外施設の利用料助成においては、量の見込みに対応できるよう、引き続き適正に助成を行います。

単位：か所

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	5	4	4	4	4
新設参入事業者への 巡回支援	1	0	0	0	0
幼児教育・保育無償 化の対象外施設の 利用料助成	4	4	4	4	4
確保方策	5	4	4	4	4
新設参入事業者への 巡回支援	1	0	0	0	0
幼児教育・保育無償 化の対象外施設の 利用料助成	4	4	4	4	4

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施する事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績と事業の周知によるニーズの増加を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、引き続きヘルパーを確保しながら対応していきます。

単位：人日（年間延べ日数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	262	279	297	316	336
確保方策	262	279	297	316	336

## (15) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の新規虐待案件のネグレクトの件数を踏まえ、利用見込みを想定し、算出しました。
- ・確保方策については、実施に向け研究を進め、令和10年度以降、量の見込みに対応できるよう体制の確保に努めます。

単位：人（実人数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	0	0	0	20	20

## (16) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニングを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安の相談・共有の場を設ける等、親子間における適切な関係性を構築するための必要な支援を行う事業です。

### ①提供区域

事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

### ②量の見込みと確保方策

- ・量の見込みについては、過去の実績を勘案して算出しました。
- ・確保方策については、量の見込みに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人（実人数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	29	29	29	29	29
確保方策	29	29	29	29	29

## (17) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができるよう、助産師等の専門職が、退院直後の母子のこころと身体のケア、育児に関する相談等を行うことで、健康をサポートする事業です。

### 【実施施設等】

市が委託する医療機関等

量の見込み・確保方策については、  
国の新たな手引きが出次第、掲載予定。

### 3. 教育・保育等の質の向上及び円滑な利用に係る取組体制

---

#### (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援等

幼稚園・保育所から認定こども園への移行について、教育・保育施設等の利用状況を踏まえつつ、希望する園がある場合には、相談対応や情報提供等、移行に向けた必要な支援を行います。

#### (2) 質の高い教育・保育等に係る基本的な考え方と推進方策

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。質の高い教育・保育の提供を行うために、幼児教育センターが中心となり、教育・保育アドバイザー派遣、幼稚園教諭・保育士の質の向上のための研修、保幼小及び家庭との連携促進を図ります。

#### (3) 子育てのための施設等利用給付等の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付等の教育・保育施設の運営等に関する事務について、適切かつ円滑な実施に向け、引き続き教育・保育施設や県等の関係機関との連携・支援等を推進します。

#### (4) 外国につながる幼児への支援・配慮

本市に居住する海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業※の円滑な利用に向けて、引き続き自動翻訳機の活用や視覚的なコミュニケーション等により、保護者と円滑な意思疎通を図るとともに、国際・文化センター等において、事業の利用等に関する相談・支援を行います。

※乳児等通園支援※に関する取組体制について、  
基本指針が改正され次第、掲載予定。

※ 地域子ども・子育て支援事業

P42 参照

※ 乳児等通園支援

P44 参照

## 第6章 計画推進に向けて

### 計画の進行管理

---

めざすまちの姿の実現に向けて、PDCAサイクルを核とした行政マネジメントシステム※により、施策の着実な推進を図ります。

#### (1) 庁内の体制

子ども施策に関わる主な関係課長で組織する「宝塚市子ども計画推進検討会」を設置し、計画の進捗管理を行うとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、計画の推進を図ります。

#### (2) 外部評価

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、知識経験者や教育・保育など関係機関・団体の代表、市民で組織する「宝塚市子ども審議会」を設置しています。本計画の策定及び施策の評価に当たっても、同審議会を意見聴取の場として位置付けており、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより高めていきます。

また、同審議会の審議内容はホームページで公開し、市民に周知を図ります。

#### ※ 行政評価マネジメントシステム

「計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)」を継続的に行うことにより、評価を改善に結びつけ、計画的で効率的、効果的な行政経営を行うことをいう。